

第2期中期目標（平成20～24年度）

事業報告書

独立行政法人農林漁業信用基金

1. 法人の概要

(1) 法人の目的

信用基金は、農業信用基金協会が行う農業近代化資金等に係る債務の保証等、漁業信用基金協会が行う漁業近代化資金等に係る債務の保証等につき保険を行うこと、農業信用基金協会及び漁業信用基金協会の業務に必要な資金を融通すること並びに林業者等の融資機関からの林業（林業種苗生産業及び木材製造業を含む。）の経営の改善に必要な資金の借入れ等に係る債務を保証することにより、農林漁業経営等に必要な資金の融通を円滑にし、もって農林漁業の健全な発展に資することを目的としております。このほか、農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づき、農業共済団体等が行う保険事業等に係る保険金等の支払に関して必要とする資金の貸付け等の業務、漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）に基づき、漁業共済団体が行う漁業共済事業等に係る共済金等の支払に関して必要とする資金の貸付け等の業務を行うことを目的としております（独立行政法人農林漁業信用基金法（平成14年法律第128号）第3条）。

(2) 業務内容

信用基金は、上記の目的を達成するため以下の業務を行います。

- ① 農業信用保険業務……………ア 農業信用基金協会が行う農業近代化資金等に係る債務の保証等についての保険を行うこと。
イ 農業信用基金協会が行う保証業務の充実のために必要な資金を貸し付けること。
- ② 林業信用保証業務……………ア 林業者等が融資機関から経営改善に資する資金等を借り入れる際の債務を保証すること。
イ 林業者等及び木材卸売業者等が計画的に木材の生産又は流通の合理化を図るために必要な資金を供給する事業を行う都道府県に対し、これに必要な資金を貸し付けること。
ウ 株式会社日本政策金融公庫等に対し、森林整備活性化資金の融通に必要な資金を無利子で寄託すること。
- ③ 漁業信用保険業務……………ア 漁業信用基金協会が行う漁業近代化資金等に係る債務の保証等につき保険を行うこと。
イ 漁業信用基金協会が行う保証業務の充実のために必要な資金を貸し付けること。
- ④ 農業災害補償関係業務…… 農業共済団体等の保険金又は共済金の支払に必要な資金の貸付け等を行うこと。
- ⑤ 漁業災害補償関係業務…… 漁業共済団体の共済金又は再共済金の支払に必要な資金の貸付け等を行うこと。

(3) 法人の沿革

昭和62年10月 認可法人農業信用保険協会、特殊法人林業信用基金及び認可法人中央漁業信用基金が統合し、認可法人農林漁業信用基金として設立

平成12年4月 認可法人農業共済基金の業務を承継

平成15年10月 認可法人農林漁業信用基金を解散し、独立行政法人農林漁業信用基金として設立

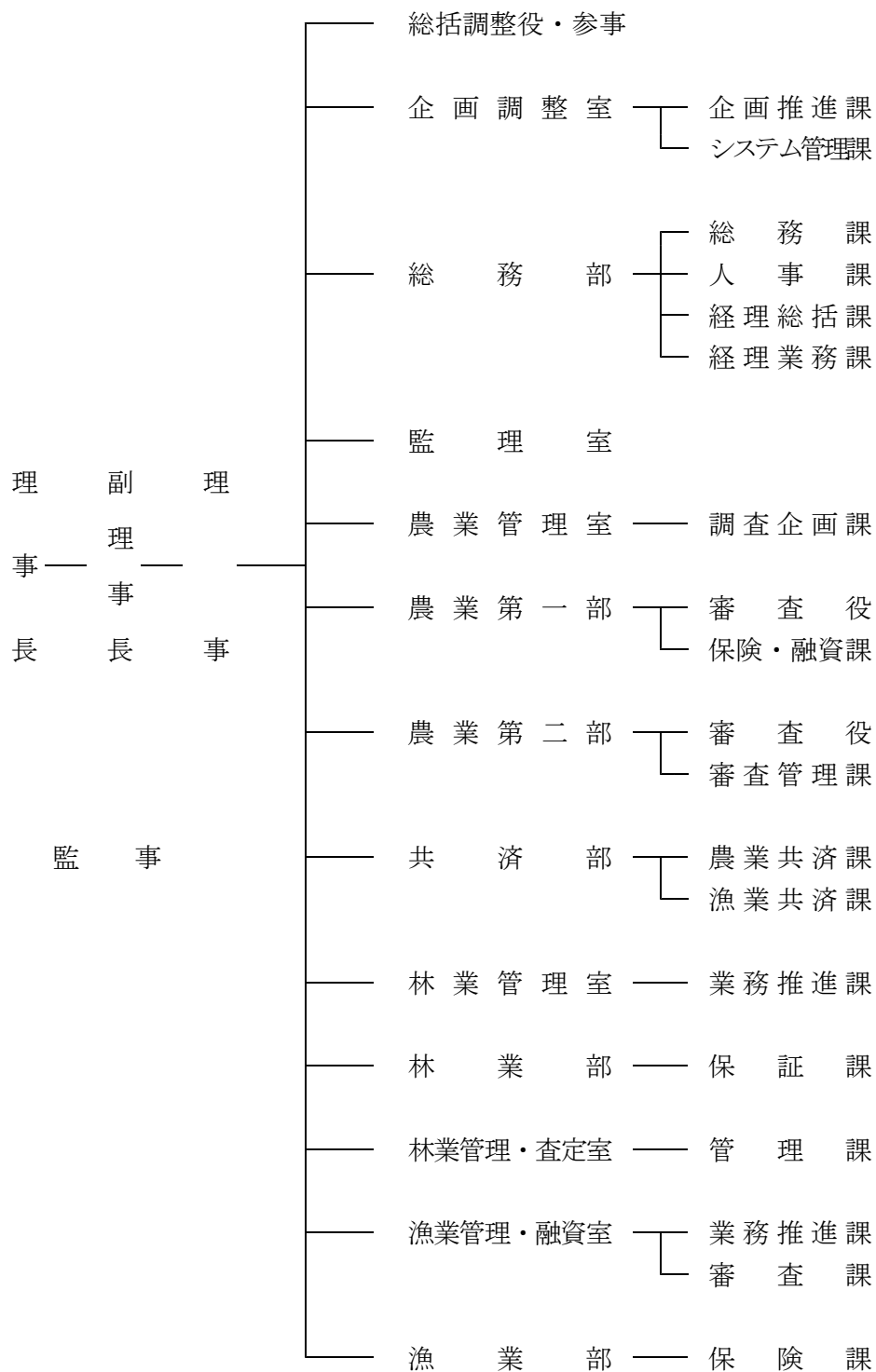
(4) 設立根拠法

独立行政法人農林漁業信用基金法（平成14年法律第128号）

(5) 主務大臣（主務省所管課等）

農林水産大臣（農林水産省経営局金融調整課・保険監理官、林野庁林政部企画課、水産庁漁政部水産経営課・漁業保険管理官）及び財務大臣（財務省大臣官房政策金融課）（農業災害補償関係業務及び漁業災害補償関係業務を除く。）

(6) 組織図 (平成25年 3月31日現在)



2. 事務所の住所

東京都千代田区内神田一丁目1番12号 コープビル

3. 資本金の状況

(単位：百万円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
政府出資金	170,138	18,058	27,756	160,439
地方公共団体出資金	5,172	2	—	5,174
民間出資金	29,926	103	97	29,932
資本金合計	205,236	18,163	27,853	195,545

4. 役員 の 状 況 (平成25年3月31日現在)

役 職	氏 名	任 期	担 当	経 歴
理事長	堤 芳夫	自 平成23年10月1日 至 平成27年9月30日		昭和45年4月 農林中央金庫入庫 平成12年6月 農林中央金庫常務 平成15年6月 農中情報システム(株) 代表取締役社長 平成17年4月 独立行政法人農林漁業 信用基金理事長
副理事長	平尾 豊徳	自 平成23年10月1日 至 平成27年9月30日	理事長補佐、 農業管理室、 農業第一部、 農業第二部関 係業務担当	昭和53年4月 農林省採用 平成22年7月 経営局長 平成23年10月 独立行政法人農林漁業 信用基金副理事長
理 事	宮崎 正義	自 平成23年10月1日 至 平成25年9月30日	企画調整室、 総務部、監理 室、漁業管理・ 融資室、漁業 部、共済部関 係業務担当	昭和52年4月 農林省採用 平成21年7月 東北農政局長 平成22年4月 独立行政法人農林漁業 信用基金理事
理 事	稲田 進	自 平成23年10月1日 至 平成25年9月30日	財務会計担当	昭和50年4月 東京海上火災保険(株) 入社 平成23年8月 東京海上ホールディン グス(株)財務企画部長 平成23年10月 独立行政法人農林漁業 信用基金理事
理 事	石井 亮一	自 平成23年10月1日 至 平成25年9月30日	農業管理室、 農業第一部、 農業第二部関 係業務担当	昭和48年4月 農業信用保険協会採用 平成23年4月 独立行政法人農林漁業 信用基金農業第二部長 平成23年10月 独立行政法人農林漁業 信用基金理事
理 事	山崎 信介	自 平成23年10月1日 至 平成25年9月30日	林業管理室、 林業部、林業 管理・査定室 関係業務担当	昭和53年4月 農林省採用 平成21年9月 北海道森林管理局長 平成23年10月 独立行政法人農林漁業 信用基金理事

理事	成子 隆英	自 平成24年4月 1日 至 平成26年3月31日	漁業管理・融 資室、漁業部、 漁業共済関係 業務担当	昭和53年 4月 農林省採用 平成20年 7月 水産庁増殖推進部長 平成23年10月 独立行政法人農林漁業 業信用基金理事
監事	泉澤 和行	自 平成23年10月1日 至 平成25年9月30日		昭和56年4月 農林中央金庫入庫 平成20年8月 農林中央金庫 J F マリ ンバンク 部長 平成21年10月 独立行政法人農林漁業 信用基金監事
監事	米村 公雄	自 平成23年10月1日 至 平成25年9月30日		昭和51年 4月 林業信用基金採用 平成23年 4月 独立行政法人農林漁業 信用基金総務部長 平成23年10月 独立行政法人農林漁業 信用基金監事

(5) 常勤職員の状況

常勤職員は平成24年度末において100人（前期末比12人減少）であり、平均年齢は44歳となっています。このうち、国からの出向者は 17人です。

独立行政法人農林漁業信用基金の第2期中期目標期間に係る業務実績報告書

中期目標項目	中期計画項目	事業報告
<p>第1 中期目標の期間 信用基金の中期目標の期間は、平成20年4月1日から平成25年3月31日までの5年間とする。</p>		
<p>第2 業務運営の効率化に関する事項</p>	<p>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p>	
<p>1 事業の効率化</p> <p>① 事業費（保険金、代位弁済費、回収奨励金、求償権管理回収助成及び求償権回収事業委託費）については、中期目標の期間中に、平成19年度比で5%以上削減する。この場合、経済情勢、国際環境の変化、災害の発生、法令の変更等外的要因により影響を受けることについて配慮する。</p>	<p>1 事業の効率化</p> <p>(1) 事業費（保険金、代位弁済費、回収奨励金、求償権管理回収助成及び求償権回収事業委託費）については、その支出の要否を検討し、効率化を期するため、中期目標の期間中に、平成19年度比で5%以上削減する。この場合、経済情勢、国際環境の変化、災害の発生、法令の変更等外的要因により影響を受けることについて配慮する。</p>	<p>○ 中期目標期間中の事業費の19年度予算額（決算額）に対する削減率は、次表のとおりであり、中期目標期間の最終年度である24年度は、東日本大震災による影響を除くと△43.1%（△37.4%）となった。</p> <p>なお、東日本大震災による影響を含めた削減率は、△35.3%（△28.8%）となった。</p> <p>○ 20年度においては、事業費が19年度予算額（決算額）に対し3,151百万円、23.0%（4,395百万円、35.2%）増加しているが、これは、</p> <p>① 漁業信用保険業務において、漁業資源の悪化による漁獲量の減少、魚価の低迷、燃油・資材の高騰等によるかつお・まぐろ漁業者、魚類養殖業者の倒産・廃業、更に、真珠養殖業者の倒産・廃業等による保険金の増加。</p> <p>② 林業信用保証業務において、19年半ばの改正建築基準法施行以降の新設住宅着工戸数の減少、20年前半の資材価格の高騰等の外的要因、加えて20年秋口以降の全国規模の景気後退の影響による倒産の増加等による代位弁済費の増加。</p> <p>○ 23年度においては、東日本大震災の影響により、事業費が19年度予算額（決算額）に対し428百万円、3.1%（1,672百万円、13.4%）の増加となった。</p> <p>なお、東日本大震災を起因とするものを除いた事業費は、19年度予算額（決算額）に対し△6,288百万円、△45.8%（△5,044百万円、△40.4%）の削減となっている。</p>

(単位：百万円)

区 分	19年度		20年度 決算	21年度 決算	22年度 決算	23年度 決算	24年度 決算
	予算	決算					
事業費総額	13,727	12,483	16,878	10,431	9,798	14,155	8,885
(内訳)							
保険金(農業)	9,328	8,066	7,084	6,114	5,986	5,176	4,628
保険金(漁業)	2,663	2,472	7,064	2,568	2,392	7,100	1,850
代位弁済費(林業)	1,540	1,864	2,652	1,681	1,362	1,822	2,344
回収奨励金(漁業)	28	30	31	25	23	18	22
求償権管理回収助成(農業)	28	28	28	28	28	28	28
求償権回収事業委託費(林業)	140	24	18	16	7	12	13
震災関係を除く事業費総額(注)	-	-	-	-	-	7,439	7,811
うち保険金(農業)	-	-	-	-	-	5,101	4,535
うち保険金(漁業)	-	-	-	-	-	941	1,014
うち代位弁済費(林業)	-	-	-	-	-	1,340	2,199
事業費総額	-	-	23.0%	△24.0%	△28.6%	3.1%	△35.3%
(内訳)							
保険金(農業)	-	-	△24.1%	△34.5%	△35.8%	△44.5%	△50.4%
保険金(漁業)	-	-	165.3%	△3.6%	△10.2%	166.6%	△30.5%
代位弁済費(林業)	-	-	72.2%	9.1%	△11.6%	18.3%	52.2%
回収奨励金(漁業)	-	-	10.2%	△12.9%	△16.9%	△37.6%	△23.1%
求償権管理回収助成(農業)	-	-	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
求償権回収事業委託費(林業)	-	-	△86.8%	△88.4%	△95.1%	△91.3%	△90.5%
震災関係を除く事業費総額(注)	-	-	-	-	-	△45.8%	△43.1%
うち保険金(農業)	-	-	-	-	-	△45.3%	△51.4%
うち保険金(漁業)	-	-	-	-	-	△64.7%	△61.9%
うち代位弁済費(林業)	-	-	-	-	-	△13.0%	42.8%
事業費総額	-	-	35.2%	△16.4%	△21.5%	13.4%	△28.8%
(内訳)							
保険金(農業)	-	-	△12.2%	△24.2%	△25.8%	△35.8%	△42.6%
保険金(漁業)	-	-	185.8%	3.9%	△3.2%	187.2%	△25.2%
代位弁済費(林業)	-	-	42.3%	△9.9%	△27.0%	△2.3%	25.7%
回収奨励金(漁業)	-	-	5.4%	△16.7%	△20.5%	△40.3%	△26.4%
求償権管理回収助成(農業)	-	-	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
求償権回収事業委託費(林業)	-	-	△21.6%	△31.1%	△70.7%	△48.2%	△43.8%
震災関係を除く事業費総額(注)	-	-	-	-	-	△40.4%	△37.4%
うち保険金(農業)	-	-	-	-	-	△36.8%	△43.8%
うち保険金(漁業)	-	-	-	-	-	△62.0%	△59.0%
うち代位弁済費(林業)	-	-	-	-	-	△28.1%	17.9%

(注) 東日本大震災による被災農林漁業者に対し、予算措置された復旧・復興対策事業対象の
 保険金・代位弁済費を除いた事業費総額で、回収奨励金等の事業費も含む。

② 農業・漁業信用保険業務及び林業信用保証業務については、「第4財務内容の改善」に記載している引受審査の厳格化等、モラルハザード対策の取組を着実に実施する。

(2) 農業・漁業信用保険業務及び林業信用保証業務については、引受審査の厳格化等、モラルハザード対策の取組を着実に実施する。

○ 詳細は、中期計画の「第3 財務内容の改善」に記載しているが、主な内容は次のとおり。
(農業信用保険業務)
○ 大口保険引受対象案件（注1）（2,351件（条件変更含む。））について、基金協会からの提出資料により事前協議を実施した。また、必要に応じ、基金協会と対面での協議を行った。これらにより引受に至らなかった案件は108件であった。
大口保険引受対象案件のうち部分保証の対象である畜特資金、農業経営負担軽減支援資金及び家畜飼料特別支援資金については、事前協議時に部分保証が的確に実施されているか確認した。
また、19年度より大口保険引受対象案件の事前協議について、畜特資金、農業経営負担軽減支援資金及び家畜飼料特別支援資金の対象金額を1億円以上から5千万円以上に引下げているが、21年度に創設された畜産経営維持緊急支援資金についても、対象金額を5千万円以上とした。

○ 大口保険金請求対象案件（注3）（130件）については、基金協会からの提出資料により事前協議を実施した。また、必要に応じ、基金協会と対面での協議を行った。

(注1) 大口保険引受対象案件とは、次に該当するものをいう。

既に大口保険被保証者（注2）である者に対する農業近代化資金等の元本につき保険金額が1,000万円以上の保険関係が成立する保証及び農業近代化資金等の元本につき保険金額が1,000万円以上の保険が成立する保証であって、当該保証をすることにより、その被保証者が大口保険被保証者に該当するもの。

(注2) 大口保険被保証者とは、次に該当するものをいう。

保険関係が成立している保証に係る農業近代化資金等の元本額（極度貸付の場合は、極度額）の合計額が1億円以上である者又は畜特資金、農家負担軽減支援特別資金、農業経営負担軽減支援資金、家畜飼料特別支援資金及び畜産経営維持緊急支援資金の合計額が5,000万円以上である者。

(注3) 大口保険金請求対象案件とは、次に該当するものをいう。

保険金額が3,000万円以上の代位弁済及び一部の被保証者について同時又は関連する一定の期間内に行う複数の代位弁済であって、これらの代位弁済の保険金額の合計額が3,000万円以上となるもの。

(林業信用保証業務)

○ 保証引受審査に当たっては、定重要因については、当該申請企業の財務諸表を詳細に分析するとともに当信用基金が保有する資産査定データ等も活用して的確に評価しており、定性要因については、林業・木材産業者等の特性を踏まえた各種指標・取引先情報を融資機関より徴求することにより分析を行い、総括調整役（林業担当）等を構成員とする審査協議会において、厳格な保証審査を実施した。

また、100%保証の対象を9メニュから4メニュに統合し、政策性のより高い資金に限定することにより、部分保証の対象を拡大した（20年6月1日の保証申込受付分から適用）。

(漁業信用保険業務)

○ 大口保険引受対象案件（注1）（238件）について、基金協会からの提出資料により事前協議を実施した。また、必要に応じ、基金協会と対面での協議を行った。これらにより、保証条件等が変更された案件（保証期間の短縮、期中管理の徹底）は4件であった。

<p>また、モラルハザード防止の観点から、経営安定資金について部分保証（保証割合80%）を導入し、20年4月の新規引受分から適用を開始した。</p> <p>○ 大口保険金請求対象案件（注2）（533件）について、基金協会からの提出資料により事前協議を実施した。また、必要に応じ、基金協会と対面での協議を行った。</p> <p>（注1）大口保険引受対象案件とは、次に該当するものをいう。</p> <p>ア 保証の額が次の額を超えるもの</p> <p>① 遠洋かつお・まぐろ漁業 2億円 ② その他漁業 1億円 ③ 水産業協同組合 3億円</p> <p>イ 保証を行った後の被保証者に係る保証残高が、次の額を超えるもの</p> <p>① 遠洋かつお・まぐろ漁業 6億円 ② その他漁業 3億円 ③ 水産業協同組合 6億円</p> <p>（注2）大口保険金請求対象案件とは、次に該当するものをいう。</p> <p>ア 代位弁済額が5千万円以上 イ 基金協会が事務処理の困難性が高いと判断したもの</p>	<p>また、モラルハザード防止の観点から、経営安定資金について部分保証（保証割合80%）を導入し、20年4月の新規引受分から適用を開始した。</p> <p>○ 大口保険金請求対象案件（注2）（533件）について、基金協会からの提出資料により事前協議を実施した。また、必要に応じ、基金協会と対面での協議を行った。</p> <p>（注1）大口保険引受対象案件とは、次に該当するものをいう。</p> <p>ア 保証の額が次の額を超えるもの</p> <p>① 遠洋かつお・まぐろ漁業 2億円 ② その他漁業 1億円 ③ 水産業協同組合 3億円</p> <p>イ 保証を行った後の被保証者に係る保証残高が、次の額を超えるもの</p> <p>① 遠洋かつお・まぐろ漁業 6億円 ② その他漁業 3億円 ③ 水産業協同組合 6億円</p> <p>（注2）大口保険金請求対象案件とは、次に該当するものをいう。</p> <p>ア 代位弁済額が5千万円以上 イ 基金協会が事務処理の困難性が高いと判断したもの</p>	<p>（農業災害補償関係業務）</p> <p>○ セーフティネットとしての信用基金の役割について、年2～3回開催した農業災害補償運営協議会（農業災害補償関係業務に関する重要事項の説明や業務に対する意見を聴くために、政府以外の出資者である農業共済組合連合会の代表、（公社）全国農業共済協会及び学識経験者を構成員とする会議）や、（公社）全国農業共済協会が主催する全国会長会議及び全国参事会議の場等において周知を図ったほか、同役割について（公社）全国農業共済協会が運営するNOSAIインターネットに掲載し更なる周知を図った。</p> <p>（漁業災害補償関係業務）</p> <p>○ セーフティネットとしての信用基金の役割について、21年度より漁業共済組合に対して「漁業災害補償制度における独立行政法人農林漁業信用基金（漁業災害補償関係業務）の役割について」を配布する等により周知を図ったほか、23年度より全国漁業共済組合連合会が主催する「総務・経理研修会」の場において、漁業共済団体に対して同役割について更なる周知を図った。</p> <p>○ 農業の低利預託原資貸付業務を廃止し、当該業務に係る政府出資金金額（125億円）を23年9月13日に国庫納付した。</p>	<p>（3）共済団体等に対する貸付業務については、民間金融機関による融資を促すために、セーフティネットとしての法人の役割について周知を行う。</p>	<p>（4）農業の低利預託原資貸付業務については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定。以下「独法見直し基本方針」という。）に基づき、業務を廃止し、当該業務に係る政府出資金金額（12,500百万円）を平成23年度中に国庫納付する。</p> <p>（5）林業の低利預託原資貸付業務につ</p>
<p>（3）共済団体等に対する貸付業務については、民間金融機関による融資を促すために、セーフティネットとしての法人の役割について周知を行う。</p>	<p>（3）共済団体等に対する貸付業務については、民間金融機関による融資を促すために、セーフティネットとしての法人の役割について周知を行う。</p>	<p>（4）農業の低利預託原資貸付業務については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定。以下「独法見直し基本方針」という。）に基づき、業務を廃止し、当該業務に係る政府出資金金額（12,500百万円）を平成23年度中に国庫納付する。</p> <p>（5）林業の低利預託原資貸付業務につ</p>	<p>（4）農業の低利預託原資貸付業務については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定。以下「独法見直し基本方針」という。）に基づき、業務を廃止し、当該業務に係る政府出資金金額（125億円）を平成23年度中に国庫納付する。</p> <p>（5）林業の低利預託原資貸付業務につ</p>	<p>（5）林業の低利預託原資貸付業務につ</p>

<p>いては、独法見直し基本方針に基づき、ニーズに応じた規模に縮減し、林業者がより使いやすい運転資金制度に再設計するとともに、当該業務に係る政府出資金171億円のうち、当該運転資金制度において活用する見込みのない73億円を平成23年度中に国庫納付する。</p>	<p>いては、独法見直し基本方針に基づき、ニーズに応じた規模に縮減し、林業者がより使いやすい運転資金制度に再設計するとともに、当該業務に係る政府出資金17,056百万円のうち、当該運転資金制度において活用する見込みのない7,256百万円を平成23年度中に国庫納付する。</p>	<p>いやすい運転資金制度（協調倍率の見直し等）への再設計が行われ、23年4月から新制度としてスタートした。 また、当該業務に係る政府出資金170億56百万円のうち、当該運転資金制度において活用する見込みのない72億56百万円を23年9月13日に国庫納付した。</p>
<p>⑥ 漁業の低利預託原資貸付業務については、独法見直し基本方針に基づき、業務を廃止し、当該業務に係る政府出資金全額（60億円）を平成23年度中に国庫納付する。</p>	<p>(6) 漁業の低利預託原資貸付業務については、独法見直し基本方針に基づき、業務を廃止し、当該業務に係る政府出資金全額（6,000百万円）を平成23年度中に国庫納付する。</p>	<p>○ 漁業の低利預託原資貸付業務を廃止し、当該業務に係る政府出資金全額（60億円）を23年9月13日に国庫納付した。</p>
<p>⑦ 農業災害補償関係業務については、独法見直し基本方針に基づき、中期の融資に対応するために必要な資金規模まで縮減するとともに、業務の見直しに伴い政府出資金38億円のうち20億円及び利益剰余金19億76百万円を平成23年度中に国庫納付する。</p>	<p>(7) 農業災害補償関係業務については、独法見直し基本方針に基づき、中期の融資に対応するために必要な資金規模まで縮減するとともに、業務の見直しに伴い政府出資金3,800百万円のうち2,000百万円及び利益剰余金1,976百万円を平成23年度中に国庫納付する。</p>	<p>○ 農業災害補償関係業務については、中期の融資に対応するために必要な資金規模まで縮減すること等により、政府出資金38億円のうち20億円を23年9月13日に、利益剰余金19億76百万円を23年7月8日に国庫納付した。</p>
<p>⑧ 林業寄託業務については、貸付枠の縮減及び民間からの長期借入方式から政府の出資方式への段階的な移行について、着実に実施する。</p>	<p>(8) 林業寄託業務については、貸付枠の縮減及び民間からの長期借入方式から政府の出資方式への段階的な移行について、着実に実施する。</p>	<p>○ 日本政策金融公庫からの森林整備活性化資金の貸付に必要な寄託原資の調達は、同資金の貸付枠の縮減（年38億円→年17億円）もあり、また、長期借入金に係る利払い費用の抑制を目的として、20年度から民間からの長期借入金方式から政府の出資方式へ段階的に移行してきており、21年度から長期借入金は既存借入分の借換分のみに限定し、全額政府出資方式へ移行したところである。 なお、民間からの長期借入金に対する利払いについては、全額、政府からの利子補給金を充てた。</p>
<p>⑨ 農業信用保険業務及び漁業信用保険業務の対象資金については、「民</p>	<p>(9) 農業信用保険業務及び漁業信用保険業務の対象資金については、「民</p>	<p>(農業信用保険業務) ○ 「農業信用保険業務あり方検討会」を21年3月に設置し、保険対象資金の役割、保険収支の</p>

寄託原資の調達状況等 (単位：百万円)

区分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
寄託額	1,400	1,400	1,690	1,400	880
うち政府出資金	500	1,100	1,600	1,400	880
うち長期借入金	648	—	—	—	—
うち手持ち資金 (公庫からの繰入金)	252	300	90	—	—
借換額	2,843	2,626	599	4,047	1,483
長期借入金残高	14,194	14,166	12,590	11,063	9,055
利払い費用	149	162	153	108	62

<p>でできることは民で」という考え方を踏まえつつ、検討を行う。</p>	<p>でできることは民で」という考え方を踏まえつつ、検討を行う。</p>	<p>状況等を踏まえつつ、対象資金のあり方について検討会を開催（中期目標期間中に11回）した。</p> <p>中期目標期間の最終年度に当たるとしては、これまでの検討状況の取りまとめを行うに際しての参考とするため、農業信用基金協会を対象に「農業者に対する貸出に係る保証機関の利用状況」に関するアンケート調査を実施し、24年12月及び25年3月に検討会を開催した。</p> <p>検討会の取りまとめにおいては、アンケート調査結果も参考に、生産サイクルが長く低い① 農業資金については、農業経営は自然条件に左右されること、生産サイクルが長く低い② 農家経済安定資金については、農業の低収益でリスクが高い等の特性に加え、担保となる物件等の価値が低く流動性も低いこと等から、民間による保証では十分対応できない実態があり、これらを補完する形で公的保証の必要性が求められていることから、対象資金を狭めることは適当ではない。</p> <p>なお、本件については、第3期中期目標において、「引き続き検討を行う」こととされ、農業信用保証制度が農業者等の円滑な資金調達を果たす役割を求められていることを基本に、引き続き検討を行うこととしている。</p>
<p>2 業務運営体制の効率化</p> <p>① 業務の質や量に対応した組織体制 ・人員配置の見直しを行い、業務運営の効率化を行う。</p>	<p>2 業務運営体制の効率化</p> <p>(1) 業務の質や量に対応した組織体制 ・人員配置の見直しを行い、業務運営の効率化を行う。</p>	<p>(漁業信用保険業務)</p> <p>○ 「漁業信用保険業務あり方検討会」を21年3月に設置し、保険対象資金の役割、保険収支の状況等を踏まえつつ、対象資金のあり方について検討会を開催（中期目標期間中に5回）した。</p> <p>中期目標期間の最終年度に当たるとしては、国による交付金により低位な保険料を維持する等の政策的措置が中小漁業者等への融資の円滑化には依然として不可欠であり、対象資金の見直しを行える状況にはない。</p> <p>② しかしながら、今後とも経営安定対策としての漁業共済の充実の影響及び漁業経営の動向に注視しつつ、事故率の変動、保証保険業務の収益性を精査し、状況の変化を踏まえた見直しに努める。</p> <p>なお、本件については、第3期中期目標において、「引き続き検討を行う」こととされ、漁業信用保証制度が中小漁業者等の円滑な資金調達を果たす役割を求められていることを基本に、引き続き検討を行うこととしている。</p>
<p>2 業務運営体制の効率化</p> <p>○ 組織体制の見直し ・ 20年7月10日：経理部門の合理化（経理第一課・第二課を経理業務課とし統合） ・ 23年10月1日：災害補償関係部署の合理化（農業災害補償関係業務及び漁業災害補償関係業務に係る両部署の統合による共済部新設）</p>	<p>○ 業務の質や量に対応した組織体制・人員配置の見直しを行うため、研修等による能力向上、日常業務における適性のある見直しを行い、人材育成を図るため、部門を超えた人事配置や新規採用者の人事ローテーションのルール（採用から2～3年後に他部門へ異動）の策定を行った。</p> <p>○ 組織体制の見直し ・ 20年7月10日：経理部門の合理化（経理第一課・第二課を経理業務課とし統合） ・ 23年10月1日：災害補償関係部署の合理化（農業災害補償関係業務及び漁業災害補償関係業務に係る両部署の統合による共済部新設）</p>	<p>○ 業務の質や量に対応した組織体制・人員配置の見直しを行うため、研修等による能力向上、日常業務における適性のある見直しを行い、人材育成を図るため、部門を超えた人事配置や新規採用者の人事ローテーションのルール（採用から2～3年後に他部門へ異動）の策定を行った。</p> <p>○ 組織体制の見直し ・ 20年7月10日：経理部門の合理化（経理第一課・第二課を経理業務課とし統合） ・ 23年10月1日：災害補償関係部署の合理化（農業災害補償関係業務及び漁業災害補償関係業務に係る両部署の統合による共済部新設）</p>

・ 24年8月1日：林業・漁業部門の引受・債権管理体制の見直し

○ 人員の推移
20年度期首 123名 → 24年度期末 113名

○ 次表のとおり、習得すべき内容に応じた研修を実施した。

区分	内容	対象
1 養成研修	階層別に必要な基礎知識の習得	採用者、一般職員、課長級別の実施
	① 採用者研修 ・ 業務、コンプライアンス等	
	② 一般職員研修 ・ 財務会計 ・ 保険数理の基礎 ・ 経営分析手法 ・ 業務システムの構築 等	
③ 課長研修 ・ 管理職として必要な部下育成、業務改善、メンタル対応等		
2 能力開発研修	業務に必要な専門的知識の習得	研修の受講希望者を募集し、外部機関の研修を受講
	・ 独法実務担当者財務会計 ・ 給与等実務 ・ 損害保険会計基礎 ・ 内部監査 等	
3 法令遵守意識啓発研修	コンプライアンス情報セキュリティ	全役職員（必須）

研修に係る受講者数の推移 (単位：延べ人数)

区分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
1 養成研修	5	11	25	93	81
2 能力開発研修	-	-	6	7	3
3 法令遵守意識啓発研修	全役職員	全役職員	全役職員	全役職員	全役職員

○ 研修の実効性の確保や今後の研修の充実に反映させる観点から、研修受講者から受講報告を提出させ、研修内容が職員の能力向上や業務運営の効率化等に資する内容かどうか検証を行い、毎年度の研修実施計画作成に役立てた。
また、これらにより職員の能力向上を図り、勤務実績等も踏まえた適材適所の人事配置に努めた。

○ 平成23年10月1日付けで農業災害補償関係業務及び漁業災害補償関係業務に係る両部署を統合し、2室1部3課体制から1部2課体制とした。
また、両部署の統合に当たっては、経費の縮減及び業務運営の効率化を図る観点から、統合効果が最大限発揮されるよう努めた。

(2) 職員の能力の向上を図るため、各種研修を効果的に実施する。

② 職員の能力の向上を図るため、各種研修を効果的に実施する。

(3) 平成23年度中に農業災害補償関係業務及び漁業災害補償関係業務に係る両部署を統合する。
また、両部署の統合に当たっては、経費の縮減及び業務運営の効率化を図る観点から、統合効果を最大限発揮させるものとする。

③ 平成23年度中に農業災害補償関係業務及び漁業災害補償関係業務に係る両部署を統合する。
また、両部署の統合に当たっては、経費の縮減及び業務運営の効率化を図る観点から、統合効果を最大限発揮させるものとする。

3 経費支出の抑制

3 経費支出の抑制

(1) すべての支出について、当該支出の要否を検討するとともに、以下の

① 一般管理費（人件費、公租公課及び特殊要因により増減する経費を除く。）

○ 中期目標期間中の一般管理費（人件費、公租公課及び特殊要因により増減する経費を除く。）の19年度予算額（決算額）に対する削減率は、次表のとおりであり、今中期目標期間の最終年

く。)について、中期目標の期間中に、平成19年度比で15%以上抑制する。

措置を講じること等により、一般管理費（人件費、公租公課及び特殊要因により増減する経費を除く。）に比べて、中期目標の期間中に、平成19年度比で15%以上の節減を行う。

- ・役員に対し、費用対効果等のコスト意識を徹底させる。
- ・業務実施方法を見直す。

度となる24年度は、東日本大震災による影響を除くと△43.1%（△20.6%）となった。

（単位：百万円）

区 分	19年度		20年度 決算	21年度 決算	22年度 決算	23年度 決算	24年度 決算
	予算	決算					
一般管理費総額	702	503	423	469	418	521	412
対19年度予算に対する削減率	-	-	△39.8%	△33.3%	△40.4%	△25.8%	△41.4%
対19年度決算に対する削減率	-	-	△16.1%	△6.9%	△16.9%	3.4%	△18.2%
震災対応関連経費（注）を除く一般管理費	-	-	-	-	-	401	400
対19年度予算に対する削減率	-	-	-	-	-	△42.9%	△43.1%
対19年度決算に対する削減率	-	-	-	-	-	△20.4%	△20.6%

（注）東日本大震災による被災農林漁業者に対し予算措置された復旧・復興対策事業を行うためのシステマ修正費等。

- 予算の効率的かつ適正な執行を図るため、各勘定ごとに業務計画や過去の支出実績等を勘案して予算執行見込を策定し、部署別の予算配分を行った。
また、毎月の支出実績をとりまとめ、期中においても支出実績を勘案しつつ、必要に応じて予算執行見込の見直しを行うなど、適正な期中管理を行った。
- 各年度末において保有する貸付金、求償権、保証債務見返、有価証券及び土地・建物等固定資産について、資産査定実施要領に基づき、事務所、宿舍等の固定資産の利用状況等の把握も含め、その回収の又は価値の毀損の懸念の度合を判定し、これら査定対象資産の評価を行った。なお、当該査定結果については、監理室が検証した上で、「問題なし」との通知を受け、適切性を確認している。
更に、会計監査人による監査においても資産査定の検証が行われている。
- 役職員のコスト意識を徹底させるため、部署別予算配分・適切な期中管理を行うとともに、担当理事が参加する定例会（毎月開催）等において、予算の執行状況や年度中の執行の見直し、決算状況を説明し、周知を図った。
- 支出の無駄を削減するための自律的な取組を促進する「支出点検プロジェクトチーム」を21年2月に設置し、毎年度、会合を開催して取組目標の検討・設定を行った。
取組目標については、効率的な予算執行・無駄な支出の削減への取組について周知を図るため、職員掲示板に掲示した。
なお、取組状況については同チームの会合において報告を行うとともに、翌年度の取組目標の設定を行う際の検討材料とした。
- 公益法人等に対する会費の支出については、「独立行政法人が支出する会費の見直しについて」（平成24年3月23日行政改革実行本部決定）及び「公益法人に対する支出の公表・点検の方針について」（平成24年6月1日行政改革実行本部決定）を踏まえ、23年度支出分の点検・見直しを行い、24年度から支出先・金額の見直しを実施した（24年度は、公表対象となる年間10万円以上の支出なし。）。

- 経費支出の抑制のため、次のような見直しを行った。
 - ・ 消耗品の調達方法について、勘定ごとの調達から、信用基金全体で一括して競争入札によ

り調達する方法に変更した。

- 職員からの業務改善提案により、慶弔見舞金の廃止や両面コピーの周知・徹底を行った。

(2) 人件費（退職手当及び法定福利費を除く。また、人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。）については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）に基づき、国家公務員に準じた人件費削減に取り組む。平成18年度以降5年間において、5%以上の削減を行うとともに、国家公務員の給与と構造改革を踏まえ、役職員の給与について必要に見直しを進める。更に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。

② 人件費（退職手当及び法定福利費を除く。また、人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。）については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）に基づき、国家公務員に準じた人件費削減を行うとともに、国家公務員の給与と構造改革を踏まえた給与体系の見直しを行う。更に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。

(3) 給与水準については、平成18年度の対国家公務員学歴別・地域別指数（学歴別地域別法人基準年齢層ラスパイレス指数）104.6について、中期目標期間の終了時まで100まで低下させる。また、給与水準の適正性について検証し、その検証結果や国家公務員と比べて給与水準が高い理由及び適正化への取組状況について公表し、国民に対して納得が得られる説明を行う。

③ 給与水準については、平成18年度の対国家公務員学歴別・地域別指数（学歴別地域別法人基準年齢層ラスパイレス指数）104.6について、中期目標期間の終了時まで100まで低下させる。また、給与水準の適正性について検証し、その検証結果や国家公務員と比べて給与水準が高い理由及び適正化への取組状況について公表し、国民に対して納得が得られる説明を行う。

○ 中期目標期間中の人件費（退職手当及び法定福利費を除く。）の17年度決算額に対する削減率は、次表のとおりとなっており、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直し及び人員の削減等により24年度実績で、17年度決算対比で27.3%の削減となった。

(単位：百万円)

17年度 決算	20年度 決算	21年度 決算	22年度 決算	23年度 決算	24年度 決算
1,212	1,073 (△11.5%)	1,040 (△14.2%)	1,049 (△13.5%)	993 (△18.1%)	881 (△27.3%)

※（ ）内は、17年度決算に対する削減率。

○ ラスパイレス指数（地域別・学歴別）の推移は、以下のとおりであり、また、給与水準の適正性の検証結果等については、毎年度、ホームページにおいて公表した。

区 分	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
対国家公務員指数 (地域別・学歴別)	104.6	102.0	100.5	97.3	98.7	96.2	96.0
(参考) 対国家公務員指数	121.4	118.0	117.0	113.7	115.4	112.9	112.8

○ これまでの取組

- 国家公務員の地域手当は、18年度以降5年間で6%引き上げられ22年度で18%とされているが、当該手当に相当する特別都市手当については、8%に抑制している。
- 業務体制の見直し、非管理職の導入等により管理職割合を中期目標期間の終了時まで4割から3割まで引き下げた（25年4月現在）。
- 昇任・昇格ベースについて、19年度以前と比較して、1～2年遅らせることとし、20年度からその運用を開始した。
- 職務手当について、19年度から国家公務員に準じて定額化を行い、引き下げを行った。
- 21年度から国家公務員に導入されている本府省業務調整手当については、導入を見送った。
- 24年2月に成立した国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成24年法律第2号）に基づく国家公務員の給与見直しと同様の内容で、下記のとおり24年3月に給与の改定を行った（24年4月1日施行）。

- ① 人事院勧告に係る改定
 - ・開始時期：24年4月分給与
 - ・23年度分の扱い：24年6月期の期末手当で調整
- ② 臨時特例に係る改定
 - ・実施期間：24年4月分給与～26年3月分給与

<p>4 内部監査の充実 業務の適正化を図るため、信用基金の各業務を横断的に監査する内部監査体制を充実・強化する。</p>	<p>4 内部監査の充実 業務の適正化を図るため、信用基金の各業務を横断的に監査する内部監査体制を充実・強化する。</p>	<p>・実施内容：俸給月額（△9.77%等）等の減額</p> <p>○ 信用基金における内部監査の実施を担当する部署として、平成20年1月に監理室を新設した。</p> <p>○ 監理室では、各年度において、内部監査年度計画及び実施計画を策定し、それに基づき内部監査を実施した。</p> <p>また、内部監査年度計画・内部監査実施計画の策定及び内部監査報告書のとりまとめに当たっては、監事と協議・意見交換を行い、連携を図った。</p> <p>※今中期目標期間中に実施した内部監査</p>																										
		<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="454 369 510 1220">監査内容</th> <th data-bbox="454 127 510 369">実施年月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="510 369 550 1220">・ 農業信用保険業務に関する事務</td> <td data-bbox="510 127 550 369">20/10・23/12</td> </tr> <tr> <td data-bbox="550 369 590 1220">・ 林業信用保険業務に関する事務</td> <td data-bbox="550 127 590 369">21/9・24/4・25/2</td> </tr> <tr> <td data-bbox="590 369 630 1220">・ 漁業信用保険業務に関する事務</td> <td data-bbox="590 127 630 369">23/1</td> </tr> <tr> <td data-bbox="630 369 670 1220">・ 農業災害補償関係業務に関する事務</td> <td data-bbox="630 127 670 369">21/1・22/4・23/4</td> </tr> <tr> <td data-bbox="670 369 710 1220">・ 漁業災害補償関係業務に関する事務</td> <td data-bbox="670 127 710 369">22/4</td> </tr> <tr> <td data-bbox="710 369 750 1220">・ 契約に関する事務</td> <td data-bbox="710 127 750 369">22/3・23/8・24/9</td> </tr> <tr> <td data-bbox="750 369 790 1220">・ 金庫内保管物の現物実査</td> <td data-bbox="750 127 790 369">23/10・24/10</td> </tr> <tr> <td data-bbox="790 369 829 1220">・ 公印保守、物品管理、旅費等に関する事務</td> <td data-bbox="790 127 829 369">24/2</td> </tr> <tr> <td data-bbox="829 369 869 1220">・ 個人情報保護・情報システムの安全確保等に関する事務</td> <td data-bbox="829 127 869 369">21/2</td> </tr> <tr> <td data-bbox="869 369 909 1220">・ 情報セキュリティ対策及び保有個人情報管理</td> <td data-bbox="869 127 909 369">22/8・24/10</td> </tr> <tr> <td data-bbox="909 369 949 1220">・ 余裕金の運用及び管理に関する事務</td> <td data-bbox="909 127 949 369">23/2・24/7</td> </tr> <tr> <td data-bbox="949 369 989 1220">・ 法人文書監査</td> <td data-bbox="949 127 989 369">24/3・24/12</td> </tr> </tbody> </table>	監査内容	実施年月	・ 農業信用保険業務に関する事務	20/10・23/12	・ 林業信用保険業務に関する事務	21/9・24/4・25/2	・ 漁業信用保険業務に関する事務	23/1	・ 農業災害補償関係業務に関する事務	21/1・22/4・23/4	・ 漁業災害補償関係業務に関する事務	22/4	・ 契約に関する事務	22/3・23/8・24/9	・ 金庫内保管物の現物実査	23/10・24/10	・ 公印保守、物品管理、旅費等に関する事務	24/2	・ 個人情報保護・情報システムの安全確保等に関する事務	21/2	・ 情報セキュリティ対策及び保有個人情報管理	22/8・24/10	・ 余裕金の運用及び管理に関する事務	23/2・24/7	・ 法人文書監査	24/3・24/12
監査内容	実施年月																											
・ 農業信用保険業務に関する事務	20/10・23/12																											
・ 林業信用保険業務に関する事務	21/9・24/4・25/2																											
・ 漁業信用保険業務に関する事務	23/1																											
・ 農業災害補償関係業務に関する事務	21/1・22/4・23/4																											
・ 漁業災害補償関係業務に関する事務	22/4																											
・ 契約に関する事務	22/3・23/8・24/9																											
・ 金庫内保管物の現物実査	23/10・24/10																											
・ 公印保守、物品管理、旅費等に関する事務	24/2																											
・ 個人情報保護・情報システムの安全確保等に関する事務	21/2																											
・ 情報セキュリティ対策及び保有個人情報管理	22/8・24/10																											
・ 余裕金の運用及び管理に関する事務	23/2・24/7																											
・ 法人文書監査	24/3・24/12																											
<p>5 内部統制機能の強化</p> <p>① 業務の適正な執行を図るため、コンプライアンス委員会において外部の有識者の専門的知見を活用するなどコンプライアンス（法令等遵守）への取組を充実・強化する。</p>	<p>5 内部統制機能の強化</p> <p>(1) 業務の適正な執行を図るため、コンプライアンス委員会において外部の有識者の専門的知見を活用するなどコンプライアンス（法令等遵守）への取組を充実・強化する。</p>	<p>○ 内部監査の一層の充実を図るため、担当職員の監査能力を向上させるための研修（総務省行政評価局主催の「評価・監査セミナー」及び会計監査人主催の「セミナー」）に参加し、監査業務の遂行に必要な知識の習得に努めた。</p> <p>○ 監事と四半期毎に定例会を設けて情報交換を行い、内部監査能力の充実強化に取り組んだ。</p> <p>○ 監事と会計監査人との年度監査計画等のディスカッションに監理室職員も同席し、監査手法・手続き等を含めた意見交換を通じて知識の習得に努めた。</p>																										
<p>5 内部統制機能の強化</p> <p>① 業務の適正な執行を図るため、コンプライアンス委員会において外部の有識者の専門的知見を活用するなどコンプライアンス（法令等遵守）への取組を充実・強化する。</p>	<p>5 内部統制機能の強化</p> <p>(1) 業務の適正な執行を図るため、コンプライアンス委員会において外部の有識者の専門的知見を活用するなどコンプライアンス（法令等遵守）への取組を充実・強化する。</p>	<p>○ 信用基金は、公的機関として債務保証や債務保証の保険等の金融的な業務を行っており、法令を遵守することはもとより、顧客情報の保護の見地から、個人情報保護の徹底を図ること等が求められていることから、以下のようにコンプライアンスに取り組んでいる。</p> <p>(1) コンプライアンス規程 19年12月に、コンプライアンス体制の整備に必要な事項を定め、もって全役職員が信用基金の基本的使命と社会的責任を常に認識し、適切かつ健全な業務運営に資することを目的とするコンプライアンス規程を制定し、以後、適宜見直しを行った。</p>																										

- (2) コンプライアンス委員会
コンプライアンス規程に基づき、コンプライアンスに関する基本的事項、推進に関する取組等の検討、審議を行うコンプライアンス委員会を設置し、以後、毎年度必要な審議等を行った。(20年度4回、21年度2回、22年度3回、23年度3回、24年度2回)。
なお、当委員会においては、外部有識者の専門的知見を活用することを目的に、外部有識者を外部委員として招聘した。
- (3) コンプライアンス・プログラム
20年6月に、コンプライアンス推進体制、コンプライアンス・マニュアルの作成及び役員への周知、コンプライアンス研修の実施、コンプライアンスの点検、長期職場離脱制度の実施等を内容とする20年度コンプライアンス・プログラムを策定した。
以後、毎年度末に開催されたコンプライアンス委員会において、翌年度のコンプライアンス・プログラムを策定した。
- (4) コンプライアンス・プログラム等に基づく措置
- ① コンプライアンス基本方針、役員行動規範の策定
20年9月に、信用基金の基本的使命・社会的責任の実現に向けた「コンプライアンス基本方針」及び役員共通の価値観・倫理観を具現化した「役員行動規範」を策定した。
- ② コンプライアンス・マニュアルの作成
20年9月に、コンプライアンスに係る取組・推進体制を取りまとめたコンプライアンス・マニュアルを作成した。主な内容は次のとおりである。
・ コンプライアンスの意義
・ コンプライアンス基本方針・役員行動規範
・ コンプライアンス委員会等コンプライアンス推進体制の概要
・ 農林漁業信用基金法、民法、刑法等遵守すべき法令・規程等の概要
- ③ コンプライアンスに関するQ&A集の作成
22年2月に、コンプライアンスに関する知識の向上を図るため、業務部門における事例等に関する「コンプライアンスに関するQ&A集」を作成した。
- ④ コンプライアンス・チェック
毎年度、コンプライアンス・チェックを実施し、チェック集計結果の報告及びその改善策をコンプライアンス委員会で審議し、審議結果については理事長へ報告を行うとともに職員専用情報サイトの掲示板へ掲載した。この結果を踏まえ、コンプライアンス研修の充実、チェックリストの改善等に取り組んだ。
- ⑤ コンプライアンス研修
外部講師（弁護士等）によるコンプライアンス研修を全役員を対象に年1回実施した。
- ⑥ コンプライアンスの役員への周知
以下のとおり、役員に対して周知・徹底を図った。
・ 職員専用情報サイトにコンプライアンス関係のページを作成し、役員がコンプラ

<p>イアンスに係る基本方針、マニュアル等に簡易にアクセスできる体制を整えた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ コンプライアンス基本方針、役員行動規範、コンプライアンス・マニュアル、コンプライアンスに関するQ&A集については、職員専用情報サイトに掲載したほか、印刷物を全役員に配布し、更なる周知・徹底を図った。 ・ コンプライアンス基本方針については、事務所入口に掲示し、従業員の目に常に入るようにした。 <p>⑦ その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 信用基金が保有する個人情報について、適性な管理の徹底を図るため、保有個人情報管理状況に関する点検を21年度から、情報セキュリティ対策の実施状況についての自己点検を22年度から、毎年度実施した。 ・ 法人文書に関するコンプライアンス確保、適正な管理維持等を目的とした法人文書監査（内部監査）を24年3月、24年12月に実施した。 <p>(5) コンプラホットライン</p> <p>役員からの法令違反行為等の通報又は相談をやり易くするため、職員専用情報サイトに電子メール専用の以下3本の窓口「コンプラホットライン」を21年5月に設けた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法令違反行為等に関する相談又は通報窓口【通報窓口・相談窓口】 ・ 職員個人情報等の処理などに関する苦情及び相談窓口【職員個人情報受付窓口】 ・ 業務処理方法の効率化、経費の節減等に関する提案窓口【業務改善提案窓口】 	<p>② 業務の適正化を図るため、事務リスク自主点検等事務改善への取組を着実に実施する。</p> <p>(2) 業務の適正化を図るため、事務リスク自主点検等事務改善への取組を着実に実施する。</p>	<p>○ 内部統制の充実・強化に向けた取組について</p> <p>(1) 理事長は、信用基金のミッションや運営方針について、創立記念式典（10月）・年末・年始の場や、第3期中期計画のスタートに当たる25年4月において講話を実施し、全役員に対して明確に示しているところである。また、月1回開催される役員懇談会や、同懇談会とは別に毎月開催される各業務の定例会等にも出席し、事業運営について必要な指示を行い、役員全体に周知を行っている。</p> <p>(2) 業務における諸リスクに対応するため、コンプライアンス委員会、業務改善委員会、情報推進委員会、個人情報管理委員会、余剰金運用委員会、契約監視委員会等が設置・開催され、モニタリング等を実施、その結果については理事長に報告されている。また、監事監査や会計監査人監査により、会計処理の合理性、業務の運営・執行の正当性、効率性等についてチェックが行われ、結果について理事長に報告されている。</p> <p>○ 19年12月に制定した業務改善提案・事務リスク自主点検実施要領に基づき、以降、毎年9月に事務手続きの適正執行の観点（稟議の決裁手続が適正で、事務規程及び文書管理規程に則しているか）から事務リスク自主点検を実施しており、点検結果を業務改善委員会に報告している。</p> <p>業務改善委員会では、点検結果を検討し、理事長に報告することとしており、これまでに当該結果を基に、物品管理事務、また、契約関係事務処理手続き等の業務及び事務の改善が図られてきている。</p> <p>○ 点検項目については、内部監査及び監事監査の結果報告を基に毎年見直しを図り、更新を行っている。</p>
--	---	--

<p>③ 役員に対しまして、目標管理の導入等により適切な人事評価を行うとともに、その業績及び勤務成績等を給与・退職金等に一層反映させることにより業務遂行へのインセンティブを向上させる。</p>	<p>(3) 役員に対しまして、目標管理の導入等により適切な人事評価を行うとともに、その業績及び勤務成績等を給与・退職金等に一層反映させることにより業務遂行へのインセンティブを向上させる。</p>	<p>○ 目標管理の導入による人事評価制度については、22年度から2度の試行の後、24年4月から実施した。</p> <p>人事評価の方法については、国の制度を参考として、能力評価（判断力、業務への取り組み方等）及び業績評価（年度計画に則した業務目標を策定する等）並びにこれらを総合した総合評価により行うこととし、直属の課長等による一次評価、理事・部長等による不均衡等調整を経、理事長が最終評価することとし、職員の給与に反映させた。</p> <p>○ 役員の期末特別手当や退職手当については、業務実績評価結果に応じた業績勘案率等を踏まえて支給している。</p>
<p>6 評価・分析の実施 事業ごとの厳格かつ客観的な評価・分析を実施し、その結果を着実に業務運営に反映させる。</p>	<p>6 評価・分析の実施 事業ごとの厳格かつ客観的な評価・分析を実施し、その結果を着実に業務運営に反映させる。</p>	<p>○ 中期目標期間においては、20年11月に事業評価分析実施要領を制定し、新たな事業評価分析制度を実施した。</p> <p>この制度においては、事業年度終了後に実施する年度評価分析に加えて、期中に2回（10月、1月）評価分析を行うこととし、理事長、理事、監事等が参加する役員懇談会において、評価分析結果や今後の対応方針及び重要な情報等について意見交換し、最終的に理事長が決定することとなり、決定結果等については職員へ周知して共有するとともに、毎月開催される役員懇談会においても、その業務運営への反映状況について適宜報告・検討を行った。</p> <p>また、各職員に、業務運営へ反映するよう業務目標を策定させ、その達成状況を理事長が最終評価する目標管理の導入による新たな人事評価制度を、22年度から2度の試行の後、24年4月から実施した。</p>
<p>7 情報システムの整備 主要な情報システムについて、コストの削減、調達における透明性の確保及び業務運営の効率化・合理化を図る観点から、システムの見直しに努める。併せて、信用基金における情報システムに係る情報セキュリティ水準の向上を図る。</p>	<p>7 情報システムの整備 主要な情報システムについて、コストの削減、調達における透明性の確保及び業務運営の効率化・合理化を図る観点から、システムの見直しに努める。併せて、信用基金における情報システムに係る情報セキュリティ水準の向上を図る。</p>	<p>1. 情報システム見直しの状況</p> <p>情報システムについて、コストの削減、調達における透明性の確保及び業務運営の効率化・合理化を図られるよう、システムの見直しに努めた。</p> <p>なお、システムの見直しに係る契約に当たっては、調達における透明性・競争性の確保を図る観点から、一般競争入札等を実施した。</p> <p>(1) 農業保証保険システム ① 保険引受処理システムと保険金支払・回収処理システムの統合により運用の効率化・合理化を図るため、システムの全面的な見直し（両システムの統合及びオープン系システムへの移行）を実施し、23年3月から稼働した。</p> <p>② 23年度においては、東日本大震災に対処するため、「農業経営復旧対策特別保証事業交付金交付事業」の実施に伴い、特例保険補率及び保険料引下げ助成事業が行われたことに対応するためのシステム修正を実施した。24年度においても、東日本大震災による被災農業者等の再生を支援するため、基金協会の放棄若しくは免除又は譲渡が可能となつたことに伴い、当該措置の実施状況等を管理するためのシステム修正を実施した。</p> <p>(2) 林業業務システム ① 22年2月でサーバー・データベース等の保守サービスが終了することから、システムの安定運用、処理能力及びセキュリティの向上を図るため更新を行うこととし、基本OS、データベースソフト等ソフトウェアのバージョンアップに伴うシステム修正等を実施し、同年3月に本格稼働した。</p> <p>② 23年度においては、東日本大震災に対処するため、震災復旧緊急保証による保証料免除</p>

とした保証引受けへの対応と、震災の影響による事故及び代位弁済の増加を踏まえた債権管理業務への対応に必要な機能改修のためのシステム修正を実施した。

(3) 漁業保証保険システム

- ① サーバ機器等の基本OS、データベースソフト等ソフトウェアのバージョンアップに伴うシステム修正を21年4月に実施した。
- ② 23年度においては、東日本大震災に対処するため、特例保険填補率の適用、「漁業者等緊急保証対策事業」、「保証保険資金等緊急支援事業」への対応や、「無保証人型漁業融資促進事業」の実施に伴い対象資金について保険引受するための対応に必要なシステム修正を実施した。

この他各業務において制度改正に対応したシステム修正を実施した。

(4) 農業災害補償関係業務システム

- 農業共済団体等の財務調査システムについて、
 - ① 23年3月に、システムの安定運用等を図るためサーバ機器等の更新や、基本OS、データベースソフト等ソフトウェアのバージョンアップに伴うシステム修正を実施した。
 - ② 25年3月に、農業共済団体の経理処理要領の改正に伴い、集計勘定科目や出力帳票の様式等について、所要の修正を実施した。

(5) 総合文書管理システム

信用基金内で発生する文書を適正かつ効率的に処理・管理するための総合文書管理システムについて、ソフトウェア使用許諾契約等の契約期限(25年3月末)に合わせて、使用している機能、サーバ台数等の見直しを行い、経費削減を図った上で最新バージョンに更新した。

(6) 財務会計システム

22年3月でサーバ機器等の保守サービスが終了することから、システムの安定運用、処理能力及びセキュリティの向上を図るための更新を行うこととし、基本OS、データベースソフト等のバージョンアップに伴うシステム修正等を実施し、同年4月に本格稼働した。

2. 情報セキュリティ水準の向上

- (1) 21年2月に、情報化推進規程及び情報セキュリティ規程を制定し、21年4月に施行した。情報化推進規程は、業務運営の効率化、コストの削減、セキュリティの確保等の観点から、信用基金における情報化を総合的・計画的に進めるために制定したもので、情報化統括責任者(CIO)の設置等、信用基金における情報化推進体制の整備を行った。
 - ① 情報セキュリティ規程は、信用基金における総合的な情報管理の体系を定めたもので、信用基金内における情報管理体制の整備、②情報の格付け及び格付けに従ったアクセス制限、情報の取扱制限等、③信用基金の情報システムに係るセキュリティ要件、対策等を定めた(なお、個人情報取扱規程に定めていた取扱制限等のうち本規程と重複する部分については、本規程に一本化した)。
- (2) 個人情報取扱規程に基づく保有個人情報管理状況に関する点検及び情報セキュリティ規程に基づく情報セキュリティ対策の実施状況についての自己点検を実施した。
 - ・保有個人情報管理状況点検 : 実施年月 21/4、22/4、23/4、24/4

・情報セキュリティ対策自己点検：実施年月 22/4、23/4、24/4

(3) 保有個人情報管理状況に関する点検結果等を議題とする個人情報管理委員会及び情報セキュリティ対策の実施状況についての自己点検結果等を議題とする情報化推進委員会を開催した。また、議事概要を書面にて、理事長に報告した。

・個人情報管理委員会：実施年月 21/6、22/10、23/3、23/7、25/1
 ・情報化推進委員会：実施年月 21/6、22/10、23/3、23/7、25/1

(4) 23年12月に、「標的型メール攻撃」の特徴、対策等を記した文書を職員専用情報サイトの掲示板に掲載して注意喚起を行うとともに、信用基金LANに接続されている全てのパソコンについて、ウイルススキャンを自動実行するよう改善し、セキュリティの向上を図った。その他、情報セキュリティの向上のため、全部門のウィルス対策ソフトについて、サポート契約の更新等を行った。

8 調達方式の適正化
 調達に係る契約については、国における取組（「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付け財計第2017号財務大臣通知）等を踏まえ、次の事項を着実に実施する。

① 随意契約見直し計画に基づき、競争性のない随意契約の一般競争入札等（競争入札及び企画競争・公募）への移行を着実に実施する。

8 調達方式の適正化
 調達に係る契約については、国における取組（「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付け財計第2017号財務大臣通知）等を踏まえ、次の事項を着実に実施する。

(1) 随意契約見直し計画に基づき、競争性のない随意契約の一般競争入札等（競争入札及び企画競争・公募）への移行を着実に実施する。

全契約数に占める一般競争等の推移 (単位：件、百万円)

区分	18年度		19年度		20年度		21年度		22年度		23年度		24年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
一般競争等	2	9	6	52	13	86	7	31	8	41	16	89	12	65
随意契約	9	13	32	86	38	51	7	31	8	41	16	89	12	65
合計	11	22	38	138	51	137	14	62	16	82	32	178	24	130
一般競争等	18%	41%	16%	38%	26%	26%	67%	90%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
随意契約	82%	59%	84%	62%	74%	74%	33%	10%	0%	0%	0%	0%	0%	0%

注1：支出原因に基づくもので、予定価格が工事・製造250万円、財産の購入160万円、物件の借入80万円、役務の提供100万円以上の契約を対象とした。
 注2：一般競争等については、企画競争、公募を含む。

○ 次の取組により、競争性のない随意契約は、22年度において、全て一般競争等へ移行が完了し、以降、契約は全て一般競争等となっている。
 ・ 総合評価落札方式の拡大を図るため、「総合評価による契約手続きマニュアル」を21年8月に制定した。
 ・ 「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（21年11月17日閣議決定）に基づき、「随意契約等見直し計画」（22年4月公表）を策定し、一般競争等への移行に取り組んだ。

○ また、1者応札・応募の改善策について、具体的な取組方針（22年5月公表）を策定し、改

<p>善に取り組みむととも、契約監視委員会において、委員から提案のあった改善策についても対応した。</p>	<p>(2) 契約審査委員会の活用等により、随意契約の理由が妥当か、一般競争入札等が真に競争性・透明性が確保される方法により実施されるか等契約の適正な実施を図る。</p>	<p>○ 契約審査会を20年度及び21年度に開催し、随意契約の理由が妥当か等の審査、随意契約見直し計画の進捗状況の管理等について審議を行い、契約の適正な実施を図った。なお、22年度以降は契約の全てが一般競争等であったため、開催実績はない。</p> <p>○ 競争参加者資格審査委員会を21年度に開催し、競争参加を希望する者の契約履行能力等の資格審査を行い、契約の適正な履行を確保した。なお、21年度以外の年度は審査対象とすべき競争参加者がなかったため、開催実績はない。</p> <p>○ 「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(21年11月17日閣議決定)に基づき、監事及び外部有識者(弁護士、公認会計士、税理士)をもって構成する契約監視委員会を設置・開催し、随意契約の見直しを更に徹底して行うとともに、一般競争入札等についても真に競争性が確保されているか点検を行った(議事概要は信用基金ホームページで公表した)。</p>
<p>(3) 随意契約見直し計画を踏まえた取組状況をウェブサイトに公表し、フォローアップを実施する。</p>	<p>○ 契約情報取扱公表要領に基づき、予定価格が以下の一定額以上となる契約について、信用基金ホームページで公表した。</p> <p>【公表する契約】</p> <ul style="list-style-type: none"> 工事又は製造・・・・・・・・・・予定価格250万円以上 財産の購入・・・・・・・・・・予定価格160万円以上 賃貸・・・・・・・・・・予定価格80万円以上 その他の役務・・・・・・・・・・予定価格100万円以上 	<p>○ 18年度契約実績に対する随意契約見直し計画(19年12月公表)及び20年度契約実績に対する随意契約等見直し計画(22年4月公表)に基づき契約状況のフォローアップを実施した(結果は信用基金ホームページで公表した)。</p>
<p>(4) 監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受ける。</p>	<p>○ 入札・契約の適正な実施にあたり、監事による監査においては一定額以上の契約に関する文書の回付、会計監査人による監査においては求めに応じ契約書等を提示することにより、その内容等のチェックを受けた。なお、監事及び会計監査人から入札・契約についての指摘はなかった。</p> <p>(参考) 監査の実施状況</p> <p>1. 監事による監査</p> <p>(1) 監事による監査は、日常監査・臨時監査・定期監査により実施された。</p> <p>① 日常監査 監事が役員懇談会その他重要な会議に出席するとともに、重要な決裁書類の稟議過程において日常的に行われる監査。</p> <p>② 臨時監査 毎年10月～11月に実施され、年度計画上半期の実施状況、法令等遵守の状況の他、特定事項について行われる監査。</p> <p>③ 定期監査</p>	<p>○ 18年度契約実績に対する随意契約見直し計画(19年12月公表)及び20年度契約実績に対する随意契約等見直し計画(22年4月公表)に基づき契約状況のフォローアップを実施した(結果は信用基金ホームページで公表した)。</p> <p>○ 入札・契約の適正な実施にあたり、監事による監査においては一定額以上の契約に関する文書の回付、会計監査人による監査においては求めに応じ契約書等を提示することにより、その内容等のチェックを受けた。なお、監事及び会計監査人から入札・契約についての指摘はなかった。</p> <p>(参考) 監査の実施状況</p> <p>1. 監事による監査</p> <p>(1) 監事による監査は、日常監査・臨時監査・定期監査により実施された。</p> <p>① 日常監査 監事が役員懇談会その他重要な会議に出席するとともに、重要な決裁書類の稟議過程において日常的に行われる監査。</p> <p>② 臨時監査 毎年10月～11月に実施され、年度計画上半期の実施状況、法令等遵守の状況の他、特定事項について行われる監査。</p> <p>③ 定期監査</p>

毎年4月～5月に実施され、年度計画の執行、法令等遵守の状況、財務諸表及び決算報告書の内容に重点を置いて行われる監査。

(2) 監査は監事監査実施要領に基づき、主に次の事項について実施された。

- ① 法令の遵守並びに業務方法書、諸規程類の整備及び遵守の状況に関すること
- ② 内部統制及び情報開示の状況に関すること
- ③ 事業計画(中期計画及び年度計画を含む)、資金計画及び予算の実施状況に関すること
- ④ 契約の締結及び執行の状況に関すること
- ⑤ 資産の取得、管理及び処分に関すること
- ⑥ 業務の改善及び効率化に関すること
- ⑦ 財務諸表及び決算報告書に関すること
- ⑧ その他監査の目的を達成するために必要な事項に関すること

(3) 監事と理事長等とのディスカッションは次のとおり実施された。

- ① 臨時監査に関して、毎年9月に監査の実施方法等、毎年12月に監査結果の取りまとめについて実施。
- ② 毎年3月に翌事業年度監事監査計画について実施。
- ③ 定例監査に関して、毎年3月に監査の実施方法等、毎年6月に監査結果の取りまとめについて実施。

(4) 監事と会計監査人とのディスカッションは次のとおり実施された。

- ① 毎年10月に年度監査計画等について実施。
- ② 毎年3月に当該事業年度期中監査の実施状況等について実施。
- ③ 毎年5月及び6月に前事業年度監査結果の取りまとめについて実施。

(5) 監事監査に係る規程の整備

- ① 22年4月に監事監査の更なる実効性を確保するために、監査事項について内部統制及び情報開示の状況を追加する等見直しを図るとともに、内部監査担当部署及び会計監査人との連携並びに監事監査年度計画について明文化する等、監事監査実施要領の改正を行った。
- ② 25年3月に監事監査の透明性等を確保するために、監事監査報告書および監査調書の作成について明文化するとともに、監事監査報告書を公表する等、監事監査実施要領の改正を行い、名称も監事監査実施要領から監事監査規程に改正した。

2. 会計監査人による監査

(1) 期中監査

各勘定ごとに毎年4月から2月までの期中取引について、各種証憑類の金額突合等により、取引の実在性、帳簿記入の正確性、全般的内部統制の有効性等についての検証が行われた。
併せて、農業保証保険システム、林業業務システム及び漁業保証保険システムの概況に関する監査により、各情報システムに関する全般統制及び業務処理統制について検証が行われた。

(2) 期末監査

<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 信用基金は、国の政策の重点化に適切に対応しつつ、かつ農林漁業を取り巻く経済的な状況の変化、災害その他の突発的な事象により緊急の対応が必要となる場合があること等も踏まえつつ、利用者のニーズに的確に対応して質の高いサービスを提供する必要があるのである。このため、国民一般の理解が得られるよう留意しつつ、以下の点を踏まえて効率的、自律的な業務運営を行うものとする。</p> <p>1 事務処理の迅速化 利用者の手続面での負担の軽減を図るため、次の事項を実施し、事務処理の迅速化を図る。</p> <p>① 保険引受審査・保険金支払審査、納付回収金の受納、貸付審査等の業</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 信用基金は、国の政策の重点化に適切に対応しつつ、かつ農林漁業を取り巻く経済的な状況の変化、災害その他の突発的な事象により緊急の対応が必要となる場合があること等も踏まえつつ、利用者のニーズに的確に対応して質の高いサービスを提供する必要があるのである。このため、国民一般の理解が得られるよう留意しつつ、以下の点を踏まえて効率的、自律的な業務運営を行うものとする。</p> <p>1 事務処理の迅速化 利用者の手続面での負担及び事務コストの軽減を図るため、以下の措置を講じて、事務処理の迅速化を実現する。</p> <p>(1) 保険引受、保険金支払審査、納付回収金の受納、貸付審査等の業務内</p>	<p>資産の実在性を確かめるため、各勘定ごとに現金、各勘定ごとに現金、預金通帳・証書、有価証券及び切手印紙類について、現物の実査が実施されるとともに、相手方に対しての残高確認が行われ、実在性が確認された。</p> <p>また、各勘定ごとに毎年3月の期中取引及び決算整理事項について、各種証券類の金額突合等により、取引の実在性、帳簿記入の正確性、内部統制の有効性等についての検証が行われた。</p> <p>(3) 理事長等とのデイスカッション 会計監査の実施に際しての監査リスクの特定・評価に役立て、効率的な会計監査の実施につなげることを目的として、信用基金の概要、運用方針及び内部統制に対する取組みや運営上の課題、財務諸表に重要な影響を与える不正及び誤謬等の発生状況及びその防止についての取組状況等について、理事長等とのデイスカッションが行われた。</p>
<p>○ 標準処理期間については8割以上処理されており、概ね目標は達成されている。</p>	<p>○ 標準処理期間については、次表のとおり、代位弁済の項目の22年度について76.4%であったものの、他にについては8割以上処理されており、概ね目標は達成されている。</p>	

務内容に応じ、利用者の利便性の向上に資する観点から、標準処理期間内に案件の8割以上を処理する。

容に応じ、利用者の利便性の向上に資する観点から、以下の標準処理期間内に案件の8割以上を処理する。なお、処理期間の検証を行い、必要に応じて見直す。

- ア 保険通知の処理・保険料徴収
月次処理
- イ 保険金支払審査
27日
- ウ 納付回収金の受納
月次処理
- エ 保証審査
7日
- オ 代位弁済
150日
- カ 貸付審査
農業長期資金
償還日と同日付貸付
農業短期資金
月3回
(5のつく日)
- 農業災害補償
4日
- 林業
3日
- 漁業長期資金
償還日と同日付貸付
- 漁業短期資金
8日
- 漁業災害補償
4日

標準処理期間内の処理割合

区分	区分					
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
農業信用 保険業務	保険通知の処理・保険料徴収	99.9%	99.9%	99.9%	99.8%	100.0%
	保険金支払審査	100.0%	98.9%	100.0%	99.9%	99.7%
	納付回収金の受納	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	農業長期資金の貸付審査	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	農業短期資金の貸付審査	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
林業信用 保証業務	保証審査	94.3%	90.4%	90.2%	90.1%	91.2%
	代位弁済	97.2%	95.3%	76.4%	95.4%	87.8%
漁業信用 保険業務	貸付審査	97.7%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	保険通知の処理・保険料徴収	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	保険金支払審査	99.1%	99.3%	100.0%	99.8%	96.3%
	納付回収金の受納	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	漁業長期資金の貸付審査	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
農業災害 補償関係業務	漁業長期資金の貸付審査	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	漁業短期資金の貸付審査	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	貸付審査	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
漁業災害 補償関係業務	貸付審査	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

○ 代位弁済の項目の22年度については、全処理件数55件のうち、標準処理期間150日以内の処理件数は42件、標準処理期間を超えた件数は13件であるが、13件中8件については、融資機関が代位弁済支払請求書を信用基金に提出した後も被保証者支援を継続していたため、期間内に代位弁済の実行に至らず、標準処理期間を超えたものである。なお、この8件を除いた場合の処理割合は、89.4% (42件/47件) である。
(代位弁済の処理期間は、信用基金が代位弁済支払請求書を受領した日から代位弁済を実行した日としている。なお、融資機関は信用基金に対して代位弁済支払請求権を取得してから20日以内に信用基金に代位弁済支払請求書を提出しなかった場合には、その翌日以降の遅延損害金について信用基金へ請求する権利を失うため、同請求書は遅滞なく提出される場合が多い。一方、信用基金に請求書が提出された後でも、被保証先の経営改善努力等があり、融資機関としても貸出更新等の支援を模索したため、代位弁済に必要な書類の徴求や手続に時間を要したものの)

○ 標準処理期間については、23年3月に発生した東日本大震災の復旧・復興対策事業に係る基金協会等関係機関及び信用基金の事務手続きの増加等を見極めていたところであるが、達成状況等を踏まえ、第3期中期計画の策定に当たり次のように見直しを行った。

区分	第2期中期計画	同左実績	第3期中期計画 (参考)
全体的計画	以下の標準処理期間内に案件の8割以上を処理する		第3期中期計画 保険金の支払審査、 代位弁済の実行等に 係る標準処理期間を 5%以上短縮し、以 下の標準処理期間内 に案件の85%以上を

ア	保険通知の処理・ 保険料徴収	月次処理	月次処理	処理する
イ	保険金支払審査	27日	平均(注) 農業…17.8～19.9日 漁業…12.0～18.6日	25日
ウ	納付回収金の受納	月次処理	月次処理	29日
エ	保証審査	7日	平均：4.0～4.7日	7日
オ	代位弁済	150日	平均：58.8～101.1日	135日
カ	貸付審査			
	農業長期資金	償還日と同日付貸付	償還日と同日付貸付	償還日と同日付貸付
	農業短期資金	月3回(5のつく日)	月3回(5のつく日)	月3回(5のつく日)
	農業災害補償	4日	平均：1.3～2.1日	4日
	林業	3日	平均：1.5～2.7日	3日
	漁業長期資金	償還日と同日付貸付	償還日と同日付貸付	償還日と同日付貸付
	漁業短期資金	8日	平均：4.8～5.6日	8日
	漁業災害補償	4日	平均：1.9～2.8日	4日

注：平均は、20～24年度の年度別の平均日数(最短～最長)である。

② 基金協会等関係機関との間で、保険引受、保険金支払審査等に係る情報の共有、意見調整を着実に行う。

② 基金協会等関係機関との間で、保険引受審査、保険金支払審査等に係る情報の共有、意見調整を着実に行う。

○ 今中期目標期間において、次のとおり実施した。

(農業信用保険業務)

区分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	計
大口保険引受対象案件の事前協議(件)	527	600	534	353	357	2,351
大口保険金請求対象案件の事前協議(件)	34	25	26	24	21	130
大口保険引受案件の期中管理等に係る現地協議(協会)	5	5	6	5	11	32
求償権の管理・回収強化及び事故防止等に係る現地協議(協会)	10	9	9	10	8	46
保険金の支払・回収に関する基金協会からの申し出に基づく個別協議(協会)	12	8	4	10	17	51

(漁業信用保険業務)

区分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	計
大口保険引受対象案件の事前協議(件)	29	48	52	51	58	238
大口保険金請求対象案件の事前協議(件)	109	106	70	215	33	533
求償権分類管理表に基づく個別協議(協会)	12	12	12	9	12	57
求償権回収進捗に係る個別協議(協会)	15	14	23	15	27	94

○ 大口保険引受対象案件について、基金協会と保証引受前の事前協議を実施した。基金協会から提出された協議資料の内容について照会・確認をしながら協議を実施し、当該基金協会との間で認識の共有、情報の蓄積に努めることにより審査の一層の効率化・厳格化に活用した。

○ 大口保険金請求対象案件について、基金協会と代位弁済前の事前協議を実施した。基金協会から提出された協議資料の内容について基金協会と電話等により記載事項の検証を

行っており、保険金請求をしようとする額の妥当性等に係る審査を通じて得られた情報・知見等について、当該基金協会との間で認識の共有に努めた。

○ その他、求償権の管理・回収に係る現地協議等を実施し、基金協会と情報・認識の共有化を図った。

(3) 専決権限の弾力化、意思決定や業務処理の方法の見直しを行う。

③ 専決権限の弾力化、意思決定や業務処理の方法の見直しを行う。

1. 専決権限の弾力化、意思決定の見直し

(1) 20年12月に「法人文書決裁規程」を見直し、理事長決裁事案について、理事以下の専決事案を拡大した。

(2) 23年10月に法人文書決裁規程の一部改正を行い、農業信用保険業務における県版融資要綱・債務保証要綱等の制定・改定に伴う事前協議について、協議内容に係る意見の決定等の決裁権限を業務担当理事へ委任するなど、意思決定の迅速化を図り、専決権限の弾力化を図った。

2. 業務処理の方法の見直し

(1) 23年3月に発生した東日本大震災への対応

信用基金は適切・迅速な保険金・代位弁済金の支払を行うため、基金協会等関係機関との情報交換に努めるとともに、被災地の農林漁業者への復旧・復興支援のため主務省・基金協会等関係機関との連絡・調整に努め、政府における復旧対策関連法案・補正予算の検討が進む中で、23年4月26日に理事長を本部長とする「農林漁業信用基金東日本大震災対策推進本部」を設置し、被害状況や各業務における復旧・復興対策の進捗状況について信用基金と基金協会等関係機関で情報共有に努めてきたところである。また、信用基金が入手した情報については、速やかに本部長である理事長に情報を集中させ、組織として情報の共有化を図ったところである。

また、23年5月の「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」の施行、23年度第1次補正予算の成立及び11月の23年度第3次補正予算の成立に伴い、被災農林漁業者への復旧・復興対策として措置された緊急保証事業等に対応した約款・取扱要領等の変更等を各業務において実施した。なお、被災農林漁業者や基金協会等関係機関の負担が過大とならないように、事務手続き等については簡素化に努めた。

(農業信用保険業務)

- 23年5月に、被災対象の9基金協会を対象に「農業経営復旧対策特別保証事業説明会」を開催し、農業経営復旧対策特別保証事業の開始に伴う農業保証保険約款の改正、農業保険取扱要領の特例を定める要領等の説明を行い、東日本大震災関係案件に係る事務処理の円滑化を図った。

(林業信用保証業務)

- 23年3月11日（金）の東日本大震災発生後、14日（月）に速やかに信用基金ホームページにおいて、地震被害に係る相談窓口を開設するとともに、具体的な対応として、受付等の簡素化、契約変更手続き（期間延長、弁済方法の変更等）の迅速化など、被災者等の負担軽減が図られるようにした。
- 23年度第1次補正予算の成立後直ちに林業信用保証業務細則の特例業務細則を制定・

施行して「東日本大震災復興緊急保証」（震災保証）の受付を開始するとともに、岩手県・宮城県・福島県・関係業界団体、融資機関等に向いて保証内容について説明・相談等を行った。また、震災保証の受付期間（24年3月31日まで）を踏まえ、保証申込がなされた案件については迅速な審査により対応した。

（漁業信用保険業務）

- ・ 23年度第1次補正予算により措置された「漁業者等緊急保証対策事業」及び「保証保険資金等緊急支援事業」の実施に伴い、漁業保証保険約款、漁業保証保険取扱要領等の一部改正を行った。また、大口保証に係る事前協議については、基金協会が迅速かつ円滑に実施できるよう、保証決定予定日まで一月を切る場合であっても協議を受け付けることとする等、漁業保証保険取扱要領の特例を設けた。
- ・ 東日本大震災に起因する津波により、各種書類を流失させた金融機関が円滑に代位弁済請求が行えるよう、23年9月に保証保険取扱要領の特例を制定し、保険金請求に必要な金融機関の証憑書類の代替措置を講じた。

（2）その他

① 農業信用保険業務

- ・ 20年度の制度改正（保証保険対象金融機関に信用協同組合を追加、新たな畜特資金の実施、家畜飼料特別支援資金の部分保証の導入）に対応して、20年7月・10月に農業保険取扱要領を改正し、様式の簡略化等を行った。
 - ・ 21年度の制度改正（畜産特別資金融通事業実施要領の制定、補正予算で措置された畜産経営維持緊急支援資金等の実施）に伴い、農業保険取扱要領について21年6月、9月に改正を行った。また、農業保証保険通知書等の電磁的記録媒体による通知に係る事務処理について、従来の処理手続9本を廃止し、農業保険取扱要領の改正を21年11月に行い、要領の一覧性を高めた。
- さらに、21年12月に中小企業金融円滑化法の施行を踏まえ、基金協会における法の適切な実施が図れるよう、信用基金における審査について弾力的に行う旨、通知した。

② 林業信用保証業務

- ・ 21年5月に補正予算に基づく新たな保証（フォレストサポート保証）の実施に必要な林業信用保証業務細則等について、事務処理の簡素化に配慮しつつ改正を行った。
- ・ 21年12月に中小企業者金融円滑化法の施行を踏まえ、窓口の設置等の保証業務における対応について内部規程を定めた。

③ 漁業信用保険業務

- ・ 20年9月に漁業保証保険取扱要領を改正し、大口保険引受対象案件及び大口保険金請求対象案件について協議資料を簡素化し、基金協会の事務コストの軽減を図った。また、事務処理の明確化等のため、20年9月に「代位弁済事前協議及び保険金支払いに係る審査の基準」を新たに制定した。
- ・ 21年4月及び5月に漁業保証保険取扱要領を改正し、事務処理の簡素化に配慮しつつ、漁業緊急保証対策の実施に伴う様式の一部改正等を行った。
- ・ 23年4月に漁業融資資金貸付要領を改正し、短期資金借入に係る一部添付書類の省略及び保険金支払時に保険金と短期資金償還金を差引処理できる等の事務処理の簡素化を図った。

④ 農業災害補償関係業務
23年度に実施した部署統合に伴う業務運営の合理化を図るため、24年度より機関誌「信用基金だより」について、冊子の配布から電子媒体により提供することとして、事務の効率化を図った。

⑤ 漁業災害補償関係業務
23年3月に貸付取扱要領の一部改正を行い、様式に係る規定等を整備し、事務の合理化を図った。

2 国民一般や利用者に対する情報開示の充実及び利用者の意見の反映
(1) 信用基金の業務の必要性、役割及び農林漁業者の事業活動への効果や成果について、国民一般や利用者や対象に、図表なども含めて分かりやすい形で幅広く周知するなど情報開示の充実を促進する。

2 国民一般や利用者に対する情報開示の充実及び利用者の意見の反映
① 信用基金の業務の必要性、役割及び農林漁業者の事業活動への効果や成果について、国民一般や利用者や対象に、図表なども含めて分かりやすい形で幅広く周知するなど情報開示の充実を促進する。

1. ホームページ
中期目標期間中のホームページアクセス件数（トップページに最初に訪れた件数）は、次表のとおりとなった。

区分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
アクセス件数	61,469	81,596	55,062	55,211	57,888

(単位：件)

- 法令等により公表すべき事項（中期計画・年度計画・業務方法書・財務・契約・組織等）については、概ね（64件中63件）1週間以内にホームページに掲載した。
- ホームページで提供する情報の充実を図るため、アクセスした閲覧者の検索ワード、コンテンツごとのアクセス件数の把握などアクセス内容の分析を行い、次の改善等を行った。
 - ・ 信用基金パンフレットの閲覧・表示がより容易にできるようにファイル容量の軽量化を図るとともに、新たにコンパクト版の掲載を行った。
 - ・ 契約関連情報のページについて、利用者により分かり易く情報提供できるように、入札公告のページと契約公開事項のページを分割する改修を行った。
 - ・ ホームページに関する「プライバシーポリシー」及び「ご利用にあたって」を掲載し、ホームページの信頼度の向上を図った。
 - ・ ユーザビリティの観点から、公益法人に対する支出等の公表に当たっては、PDF形式に加えExcel形式でも公表を行い、利用性の向上を図った。
- 中期目標期間中に掲載した主な情報（法令等で義務付けられた事項を除く。）は次のとおりであるが、このほか、東日本大震災に関しては、トップページに「東日本大震災に関する情報」としてまとめて掲載し、農林漁業者に対する緊急保証等の情報提供の充実を図った。
 - ・ 「コンプライアンスの取組」を新規掲載
 - ・ 「信用基金の概要」（パンフレット）を更新
 - ・ 「農業信用保証保険制度のご案内」（パンフレット）を更新
 - ・ 「農業経営維持支援緊急保証業務のご案内」（パンフレット）を新規掲載
 - ・ 「林業・木材産業信用保証 ご利用のご案内」（パンフレット）を更新
 - ・ 「フォレストサポーター保証の概要」を新規掲載
 - ・ 「漁業信用保証制度のご案内」（パンフレット）を更新

- 「漁業緊急保証対策のご案内」(パンフレット)を新規掲載
- ・ 直近5ヶ年と当年度の毎月の業務実績(保証・保険の引受・残高・収支・災害補償関係業務の貸付額)を新規掲載

2. 各業務における情報提供

(農業信用保険業務)

- 次のとおり取りまとめ、基金協会をはじめ関係機関に情報を提供した。
機関誌「農業信用保証保険」を年4回発行し、農業信用保険の保険引受、保険金支払・回収状況といった業務に関する情報や、経済・金融動向、農業情勢等の一般情報を提供するほか、基金協会からの情報提供を掲載した。なお、東日本大震災の関係についても、23年度第1次及び第3次補正予算「農業経営の復旧・復興のための金融支援」に係る内容を掲載した。
- 農業信用保証保険事業の概況・動向については、毎年度、「保険事業概況」、「農業信用保証保険年報」を発行した。

- 農業信用保証保険制度について農業者等に周知するため、20年10月に、中小企業信用保険制度との対象者・対象資金等の整理についての説明やQ&A等を載せたパンフレット「農業信用保証保険制度のご案内」を作成し、民間金融機関等に配布した。

(林業信用保証業務)

- 次のとおり情報提供を行い、保証の利用促進を図った。
 - ① 「林業信用保証連絡協議会」を開催し、(一社)全国木材組合連合会等業界団体他に対し、信用基金の業務への理解の促進に努めた。
 - ② 「都道府県林業信用保証担当者及び相談員会議」を毎年度開催し、都道府県及び信用基金相談員に対し林業信用保証制度、事業報告等について説明し、PR活動、保証利用の促進に努めた。
 - ③ 毎年度、都道府県が主催する「農林漁業信用基金連絡協議会」において、融資機関に対し利用促進が図られるようPR活動に努めた。

(漁業信用保険業務)

- 系統金融機関以外の民間金融機関に対する制度の周知を図るため、20年12月に新たな漁業信用保証保険制度のパンフレットを作成し、(一社)全国銀行協会等関係機関に配布した。
- 毎年度、業務の事業概況を取りまとめた「業務報告書」や「業務統計年報」を作成し、基金協会をはじめ全国漁業協同組合連合会等関係機関に配布した。

(農業災害補償関係業務)

- (公社)全国農業共済協会が運営するNOSAIインターネットを活用して、信用基金の役割について周知を行ったほか、貸付けに係る事務手続きや関連諸要領についても掲示した。また、農業共済団体等(連合会及び組合等)の財務状況調査結果について掲示し、利用者の便に供した。
- そのほか、信用基金の業務統計や農業共済団体等の財務状況調査結果等を収録した「農業共済財務主要統計」を作成し、農業共済団体他関係機関に配布した。

漁業信用保険業務に関する現況等の説明や業務に対する意見を聞くために、(一社) 漁業信用基金中央会、農林中央金庫等を構成員とする「漁業信用保険連絡協議会」を各年度に開催し、信用基金の決算、業務の現況等について説明し、意見交換を行った。

(農業災害補償関係業務)

- アンケートの実施
農業共済団体を対象に、農業共済団体等の財務状況調査の集計に関するアンケートを各年度に実施し、当該調査対象となる農業共済組合等の合併状況等や調査手法等に係る改善要望等を聴取した。
- 農業災害補償運営協議会の開催
農業災害補償関係業務に関する重要事項の説明や業務に対する意見を聴くために、政府以外の出資者である農業共済組合連合会の代表、(公社) 全国農業共済協会及び学識経験者を構成員とする「農業災害補償運営協議会」を各年度に2～3回開催し、信用基金の決算、業務の現況等について説明し、意見交換を行った。
- (漁業災害補償関係業務)
○ アンケートの実施
漁業共済団体を対象に、共済金支払資金に係る借入実績、借入条件等についてのアンケート調査等を21年度以降の各年度において実施し、実態の把握を行った。

(4) 特定独立行政法人に準じ、その職員の勤務時間その他の勤務条件を公表するよう努める。

④ 特定独立行政法人に準じ、その職員の勤務時間その他の勤務条件を公表するよう努める。

第3 財務内容の改善に関する事項
信用基金が行う業務は、我が国農林漁業の健全な発展を図るといふ政策的な見地から、継続的に実施されることが必要な業務であるため、健全な財務内容の確保が必要不可欠である。このため、信用基金は、中長期の収支の均衡に向けて、中期目標期間の最終年度までに単年度の業務収支を黒字化させることを目指すこととし、以下の点を踏まえて効率的、自律的な業務運営を行うものとする。この場合、経済情勢、国際環境の変化、災害の発生、法令の変更等外的要因を受けることについて配慮する。

第4 財務内容の改善に関する事項
信用基金が行う業務は、我が国農林漁業の健全な発展を図るといふ政策的な見地から、継続的に実施されることが必要な業務であるため、健全な財務内容の確保が必要不可欠である。このため、信用基金は、中長期の収支の均衡に向けて、中期目標期間の最終年度までに単年度の業務収支を黒字化させることを目指すこととし、以下の点を踏まえて効率的、自律的な業務運営を行うものとする。この場合、経済情勢、国際環境の変化、災害の発生、法令の変更等外的要因を受けることについて配慮する。

1 適切な保険料率・保証料率・貸付金利の設定

1 適切な保険料率・保証料率・貸付金利の設定

(1) 保険料率・保証料率については、

① 保険料率・保証料率については、

○ 第2期中期目標期間における業務収支の推移は次のとおりであり、最終年度(24年度)までに黒字を達成した。

(単位：百万円)

区分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
合計	△842	2,306	787	3,559	7,219
農業信用保険業務	777	1,994	1,496	2,632	2,870
林業信用保証業務	△1,626	△375	△1,238	△759	2,806
漁業信用保険業務	△97	617	464	1,639	1,499
農業災害補償関係業務	14	15	12	9	9
漁業災害補償関係業務	91	54	53	38	35

注：業務収支＝収益－費用
・収益：政府事業交付金収入、政府補給金収入、事業収入、受託事業収入、引当金等戻入
・費用：事業費、財務費用、引当金等繰入

<p>適正な業務運営を行うことを前提として、農林漁業の特性を踏まえつつ、リスクを勘案した適切な水準に設定する。</p>	<p>ア 農業信用保険業務及び漁業信用保険業務について、業務収支の改善に向け、制度資金の政策効果の発揮や農業者・漁業者の負担増加にも配慮しつつ、保険事故の発生状況や保険収支の実績等に関する保険料率算定委員会での検討結果を踏まえ、平成20年度から保険料率の見直しを実施する。</p>	<p>農林漁業の特性を踏まえつつ、引受審査能力の向上等により事故率が過大とならないよう適正な業務運営を行うことを前提として、リスクを勘案した水準に設定する。</p> <p>① 農業信用保険業務及び漁業信用保険業務について、業務収支の改善に向け、制度資金の政策効果の発揮や農業者・漁業者の負担増加にも配慮しつつ、保険事故の発生状況や保険収支の実績等に関する保険料率算定委員会での検討結果を踏まえ、平成20年度から保険料率の見直しを実施する。</p>
<p>イ 上記アの見直しの実施後においても、引き続き、業務収支の状況や保険料率・保証料率水準を点検し、必要に応じて、リスクを勘案して保険料率・保証料率の見直しを行う。</p>	<p>② 上記①の見直しの実施後においても、引き続き、業務収支の状況や保険料率・保証料率水準を点検し、必要に応じて、リスクを勘案して保険料率・保証料率の見直しを行う。</p>	<p>(農業信用保険業務)</p> <p>○ 毎年度、新たな保険実績データ等を反映した分析を行い、保険料率算定委員会において、この結果に基づき「20年7月に改定した保険料率の基礎とした理論値」と「直近の保険事業実績を加えて算定した理論値」について比較分析する等の点検・検討を行ったが、いずれの年度においても、保険料率の改定は適当ではないとの結論となった。</p> <p>○ 25年3月に開催した中期目標期間最後の保険料率算定委員会の結果「20年7月に改定した理論値」と「23年度保険事業実績を加えて算定した理論値」について比較検証したところ、農業経営維持資金等の一環において乖離がみられたが、畜産関係の特別対策や金融円滑化法による対策の効果と今後の影響を考慮する必要があることから、現段階において保険料率を変更することは適当ではないが、引き続きそれらの状況を注視していくこととした。</p>
<p>○ 25年3月に開催した中期目標期間最後の保証料率算定委員会の結果 中期目標期間中の収支相等を図る点では震災等の影響も踏まえた上で、分析値として保証料率（理論値）を算出したが、これを実際に適用することは、信用力が相対的に低い林材業者等に対し大きな混乱や影響を及ぼすことから現実的ではなく、厳しい運営事情が続く被保険者の負担（保証料）がこれ以上に増えないよう、当面は現行の保証料率の体系及び水準を</p>	<p>○ また、24年11月27日に開催された行政刷新会議の規制・制度改革委員会「集中討議」において、「農業者の経営努力を反映した個々の信用リスクに応じた段階別保証料率の導入について、24年度中に一定の方向性に向けて結論を出す」とされたことから、農業信用基金協会等関係機関と今後のスケジュールやデータ収集の方法等について協議・検討を行い、25年度からの次期目標期間内の速やかな導入に向けて、引き続き、検討することとした。</p> <p>(林業信用保証業務)</p> <p>○ 毎年度、保証料率算定委員会を開催し、19年10月の保証料率改定時の考え方に即して、現行の保証料率の点検とその妥当性の検討等を行ったが、いずれの年度においても、保証料率の改定は適当ではないとの結論となった。</p> <p>○ 25年3月に開催した中期目標期間最後の保証料率算定委員会の結果 中期目標期間中の収支相等を図る点では震災等の影響も踏まえた上で、分析値として保証料率（理論値）を算出したが、これを実際に適用することは、信用力が相対的に低い林材業者等に対し大きな混乱や影響を及ぼすことから現実的ではなく、厳しい運営事情が続く被保険者の負担（保証料）がこれ以上に増えないよう、当面は現行の保証料率の体系及び水準を</p>	<p>○ また、24年11月27日に開催された行政刷新会議の規制・制度改革委員会「集中討議」において、「農業者の経営努力を反映した個々の信用リスクに応じた段階別保証料率の導入について、24年度中に一定の方向性に向けて結論を出す」とされたことから、農業信用基金協会等関係機関と今後のスケジュールやデータ収集の方法等について協議・検討を行い、25年度からの次期目標期間内の速やかな導入に向けて、引き続き、検討することとした。</p> <p>(林業信用保証業務)</p> <p>○ 毎年度、保証料率算定委員会を開催し、19年10月の保証料率改定時の考え方に即して、現行の保証料率の点検とその妥当性の検討等を行ったが、いずれの年度においても、保証料率の改定は適当ではないとの結論となった。</p> <p>○ 25年3月に開催した中期目標期間最後の保証料率算定委員会の結果 中期目標期間中の収支相等を図る点では震災等の影響も踏まえた上で、分析値として保証料率（理論値）を算出したが、これを実際に適用することは、信用力が相対的に低い林材業者等に対し大きな混乱や影響を及ぼすことから現実的ではなく、厳しい運営事情が続く被保険者の負担（保証料）がこれ以上に増えないよう、当面は現行の保証料率の体系及び水準を</p>

維持することとし、信用保証の需要、代位弁済及び財務状況、さらには中小企業金融円滑化法終了後の動向等を注視していく方向で対応する方針とした。								
<p>(漁業信用保険業務)</p> <p>○ 毎年度、新たな保険実績データ等を反映した分析を行い、保険料率算定委員会において、この結果に基づき「20年4月に改定した保険料率の基礎とした理論値」と「直近の保険事業実績を加えて算定した理論値」について比較分析する等の点検・検討を行ったが、いずれの年度においても、保険料率の改定は適当ではないとの結論となった。</p> <p>○ 25年3月に開催した中期目標期間最後の保険料率算定委員会の結果 「20年4月に改定した保険料率の基礎とした理論値」と「23年度保険事業実績を加えて算定した理論値」について比較検証したところ、</p> <p>① 全体的な傾向としては、震災分を除くと、理論値保険料率は「20トン以上」の区分で減少し、「その他」の区分で増加しているが、この傾向については震災の影響が少なく、なるまで確定的なものとして判断することは困難であり、今後の推移を注視する必要がある。</p> <p>② 近年の厳しい経済情勢を背景にした政府全体の経済対策の一環として、水産業経営についても特別の政策措置として21、22年度に燃油高騰等を背景として漁業情勢悪化の影響により資金繰りに窮している中小漁業者等に対し漁業緊急保証対策事業が実施され、また、23年度からは東日本大震災による影響を受けた中小漁業者等に対して、漁業者等緊急保証対策事業が実施されている。さらに昨今の厳しい漁業経営環境下にある漁業者の設備資金の更新等を目的とした無保証人型融資促進事業が実施されている。</p> <p>等から、現状において保険料率を引き上げることが適当でないと考えられ、現時点において保険料率は据置くとし、引き続きその状況を注視することとした。</p>								
<p>(農業信用保険業務・漁業信用保険業務)</p> <p>○ 基金協会の保証能力の維持増大及び保証債務の円滑な履行に資するために行なっている基金協会への融資資金に係る貸付金利については、市中金利の動向等を参考として、以下の金利で貸付けを行った。</p> <p>農業信用保険業務：0.0125%～0.2155% 漁業信用保険業務：0.0130%～0.2160%</p> <p>(農業災害補償関係業務・漁業災害補償関係業務)</p> <p>○ 市中金利等を勘案し、以下の金利で貸付けを行った（漁業災害補償関係業務においては、22年10月の貸付けより）。</p> <table border="1" data-bbox="1149 784 1244 1164"> <tr> <td>3月以内</td> <td>0.300%</td> </tr> <tr> <td>3月超6月以内</td> <td>0.500%</td> </tr> <tr> <td>6月超1年以内</td> <td>0.800%</td> </tr> </table>	3月以内	0.300%	3月超6月以内	0.500%	6月超1年以内	0.800%		
3月以内	0.300%							
3月超6月以内	0.500%							
6月超1年以内	0.800%							
2 引受審査の厳格化等	2 引受審査の厳格化等	<p>(1) 農業信用保険業務及び漁業信用保険業務において、基金協会との事前協議の徹底を図る。</p>						
2 引受審査の厳格化等	2 引受審査の厳格化等	<p>① 農業信用保険業務及び漁業信用保険業務において、基金協会との事前協議の徹底を図る。</p>						

ア 農業信用保険業務において、基金協会の保証要綱等の制定・改正に伴う協議を実施するとともに、大口保険引受案件及び大口保険金請求案件の事前協議を実施する。

① 農業信用保険業務において、基金協会の保証要綱等の制定・改正に伴う協議を実施するとともに、大口保険引受案件及び大口保険金請求案件の事前協議を実施する。

農業信用保険業務の事前協議等

(単位：件)

区 分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	計
保証要綱等制定・改正協議件数	65	66	107	192	193	623
大口保険引受対象案件の事前協議	527	600	534	333	357	2,351
うち取下げ等件数	29	15	30	19	15	108
うち部分保証件数	130	119	152	8	59	468
大口保険金請求対象案件の事前協議	34	25	26	24	21	130

○ 基金協会の保証要綱等の制定・改正について、基金協会からの提出資料又は対面により協議を実施した。

○ 大口保険引受対象案件（条件変更含む。）について、基金協会からの提出資料により事前協議を実施した。また、必要に応じ、基金協会と対面での協議を行った。これらにより引受に至らなかった案件は108件であった。

個別案件については、被保証者の財務内容、資金の償還可能性等を総合的に勘案した協議を行い、大口保険引受対象案件のうち部分保証の対象である畜特資金、農業経営負担軽減支援資金及び家畜飼料特別支援資金については、事前協議時に部分保証が的確に実施されているか確認した。

また、19年度より大口保険引受対象案件の事前協議について、畜特資金、農業経営負担軽減支援資金及び家畜飼料特別支援資金の対象金額を1億円以上から5千万円以上に引下げているが、21年度に創設された畜産経営維持緊急支援資金についても、対象金額を5千万円以上とした。

○ 大口保険金請求対象案件について、基金協会からの提出資料により事前協議を実施した。また、必要に応じ、基金協会と対面での協議を行った。

基金協会から提出された協議資料の内容について、記載事項の検証や保険金請求をしようとする額の妥当性等について審査を行った。

イ 農業信用保険業務において、被保証人の業務及び財務状況を踏まえた、より的確な引受審査の実現に取り組みるとともに、基金協会と大口保険引受案件及び大口保険金請求案件についての事前協議や求償権に関する情報の共有化を推進する。

漁業信用保険業務の事前協議等

区 分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	計
大口保険引受対象案件の事前協議(件)	29	48	52	51	58	238
大口保険金請求対象案件(件)	109	106	70	215	33	533
求償権回収に関する個別協議実施協会(協会)	27	26	35	24	39	151

○ 大口保険引受対象案件について、基金協会からの提出資料により事前協議を実施した。また、必要に応じ、基金協会と対面での協議を行った。これらにより、保証条件等が変更された案件（保証期間の短縮、期中管理の徹底）は4件であった。

基金協会との事前協議においては、基金協会から提出された協議資料の内容について照会・確認を行い、当該基金協会との間で認識の共有、情報の蓄積に努めることにより審査の一層の効率化・厳格化に活用した。

なお、事前協議を通じて得られた情報及び知見を各基金協会にフィードバックすることにより、基金協会の保証審査能力の向上、事故の回避へ繋がるよう努めた。

○ 大口保険金請求対象案件について、基金協会からの提出資料により事前協議を実施した。ま

た、必要に応じ、基金協会と対面での協議を行った。
 基金協会から提出された協議資料の内容について、記載事項の検証を行っており、保険金請求をしようとする額や回収見込み等について当該基金協会との間で認識の共有に努めることにより、適切な代位弁済の実施を図った。
 また、事前協議及び保険金支払いに係る審査を通じて得られた情報及び知見について整理・蓄積し、基金協会役員に対し情報提供することによって、事故の回避へ繋がるよう努めた。

○ 求償権に関する情報の共有化の推進については、「求償権分類管理表」及び「求償権回収進捗状況表」の提出を受け、回収見込額及び回収経過等についての情報の共有に努めるとともに、求償権回収方針や求償債務者の現況について基金協会との個別協議を実施し、回収実績向上に取り組んだ。

(2) 信用基金職員及び基金協会向けの保証審査・求償権管理回収に係る研修会を開催する。

(農業信用保険業務)

○ 中期目標期間中の各年度に農業信用基金協会の職員を対象とした研修会を以下のとおり開催した。
 なお、基金協会のニーズも高く、継続希望もあることから職員の資質向上に寄与しているものと考えられる。
 また、当該研修会には、信用基金の職員を毎年度参加させ、信用基金職員の資質向上も図った。

・ 保証審査実務担当者研修会

実施日	場所	受講者数	参加率	満足度
20年10月30～31日	東京都	59名	85% (40/47協会)	93%
21年10月15～16日	同上	51名	81% (38/47協会)	100%
22年11月 4～ 5日	同上	49名	83% (39/47協会)	88%
23年 9月 1～ 2日	同上	50名	85% (40/47協会)	90%
24年10月 4～ 5日	同上	47名	81% (38/47協会)	90%

注：表中の「満足度」とは、基金協会職員の研修会に対する満足度を示す。以下同じ。

主な研修内容：保証審査のポイント、保証法務のポイント、保証審査の基本、実践財務分析、資金需要のとらえ方

・ 求償権管理回収等事務研修会

実施日	場所	受講者数	参加率	満足度
20年 9月11～12日	東京都	60名	96% (45/47協会)	95%
21年 9月17～18日	同上	61名	98% (46/47協会)	97%
22年 9月21～22日	同上	53名	91% (43/47協会)	96%
23年 9月29～30日	同上	52名	91% (43/47協会)	94%
24年 9月27～28日	同上	55名	87% (41/47協会)	95%

主な研修内容：求償権の管理回収事例研究、基礎知識の整理（支払督促、仮差押等）、相続に関する法的手続き、債務者に対する交渉術、破産（別除権と相殺）、個人民事再生における実務的対応

(漁業信用保険業務)

- 中期目標期間中の各年度に漁業信用基金協会及び信用基金の職員を対象とした研修会を、(一社)漁業信用基金中央会との共催で、以下のとおり開催した。
なお、課題の設定等については、前年度の研修会アンケート結果を踏まえて検討し、研修の効果を高めるよう工夫した。

・ 全国研修会

実施日	場所	受講者数	参加率	満足度
21年 1月29～30日	東京都	62名	90% (38/42協会)	45%
22年 2月 8～ 9日	同上	47名	86% (36/42協会)	77%
23年 1月31日 ～ 2月 1日	同上	43名	83% (35/42協会)	78%
24年 2月23～24日	同上	47名	86% (36/42協会)	86%
25年 1月28日	同上	51名	90% (38/42協会)	—

主な研修内容：大口保証引受・大口代位弁済事前協議の参考となる事例、漁協への保証対応、無保証人型漁業融資促進事業の保証対応

(3) 研修等による信用基金職員の資質の向上、現地協議の推進等により、信用基金の相談機能を強化する。

- 保証審査実務担当者研修会及び求償権管理回収等事務研修会に信用基金の職員を毎年度参加させ、信用基金職員の資質の向上を図った。
信用基金の相談機能の強化については、各業務において以下のとおり取り組んだが、東日本大震災発生時には、相談窓口の開設や特に被害の大きかった3県(岩手県、宮城県、福島県)の関係団体、融資機関等に向いて相談への対応を行った。

(農業信用保険業務)

- 電話等により随時、基金協会の保証引受案件の保証保険に関する相談に対応した。
- 基金協会との個別協議を、以下のとおり実施した。
 - ・ 大口保険引受案件について、適切な期中管理を図るため、経営状況及び基金協会の期中管理の状況を把握するための現地協議を実施した。
 - ・ 保険金の支払・回収に関しては、求償権の管理・回収等の強化及び事故防止等を図るための現地協議を実施した他、基金協会からの申し出に基づき基金協会との個別協議を実施した。

区分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	計
保証引受案件に係る主要な相談(件)	48	48	29	49	57	231
大口保険引受案件の期中管理等に係る現地協議(協会)	5	5	6	5	11	32
求償権の管理・回収強化及び事故防止等に係る現地協議(協会)	10	9	9	10	8	46
保険金の支払・回収に関する基金協会からの申し出に基づく個別協議(協会)	12	8	4	10	17	51

(林業信用保証業務)

- 厳しい経営環境にある林業者・木材産業者からの年末の資金繰りに対応するため、相談窓

口を開設した。

- 東日本大震災発生（23年3月11日）後の翌営業日（23年3月14日）に、ホームページに地震被害に係る相談窓口を開設した。

区 分	(単位：件)			
	21年度	22年度	23年度	24年度
年末の資金繰り相談	1	2	1	0
計				4

(漁業信用保険業務)

- 基金協会との個別協議を、以下のとおり実施した。
 - ・ 23年度に東日本大震災を要因とする保険金請求件数が多い基金協会（岩手県、宮城県）と代位弁済の要件等について現地協議を実施した。
 - ・ 回収目標額達成の督促、求償債務者の回収見通し及び求償権管理回収について、個別協議を実施した。

区 分	(単位：協会)				
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
求償権分類管理表に基づく個別協議	12	12	12	9	12
求償権回収進捗に係る個別協議	15	14	23	15	27
計					57
					94

(4) 林業信用保証業務においては、財務状況の的確な判断等による審査の厳格化、優良事業者への保証利用促進の働きかけ等による優良保証の確保を講ずるほか、債務保証先の財務状況のフォローアップの在り方について専門家を交えた経営診断・指導等を実施することにより抜本的な見直しを行う。

② 林業信用保証業務においては、財務状況の的確な判断等による審査の厳格化、優良事業者への保証利用促進の働きかけ等による優良保証の確保を講ずるほか、債務保証先の財務状況のフォローアップの在り方について専門家を交えた経営診断・指導等を実施することにより抜本的な見直しを行う。

1. 引受審査の厳格化

保証引受審査に当たっては、経済状況の変化を勘案する必要から、定量要因については、当該申請企業の財務諸表（新規の者は直近3年分、継続利用の者は直近5年分、更に必要に応じて試算表徴求）を、定性要因については、経営者の経験年数・事業沿革・取引先情報・融資機関所見等を融資機関より徴求するとともに、当信用基金の保有する資産査定データ等も活用して財務状況を的確に把握している。これにより、新規・増額案件、財務内容不良案件等について、総括調整役（林業担当）等を構成員とする審査協議会において、業況や財務状況の今後の見通し、担保等による保全の可否等を踏まえた厳格な保証審査を行った。

区 分	(単位：件)				
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
件数	1,860	2,358	2,071	1,944	1,765
うち審査協議件数	231	662	427	429	632
うち減額等件数	62	127	92	89	93
現地調査等件数	43	45	57	64	55
計					264

2. 適切な期中管理

また、新規保証予定者の現地調査や既保証先の適切な期中管理等を目的とした現地での経営診断・指導、経営悪化がみられる保証先について融資機関等との協議による経営健全化への支援等の審査の厳格化に関連する取組を行った。

3. 優良保証の確保

さらに、優良事業者等へのPRなどの保証利用促進の働きかけを行い、地域の中核的製材工場、大手合板企業等の優良保証先（32事業者）を新規に獲得するとともに、保証取扱い融資機

関として新規に都市銀行1行と約定を締結した。(23年度)

4. 専門家を交えた経営診断・指導等
 債務保証先の経営診断・指導に当たっては、診断手法や結果について外部専門家(木材加工)と検討を行い、需給動向に基づいた生産品目の選定、内外情勢を踏まえた原木の確保、加工技術の向上等における問題点への対処法等について指導を実施した。
 また、保証審査や経営診断等に係る職員の能力向上を図るため、林業・木材産業に係る最新情報についての外部専門家を招いた研修、勉強会を以下のとおり実施した。

- ① 高性能林業機械の国内での導入状況、北欧の最新状況等について(21年12月・林業機械関係団体役員)
- ② CO2排出削減等に係るクレジット制度について(22年1月・林野庁担当官及び経営コンサルタント)
- ③ 製材業におけるビジネスモデルについて(22年2月・木材加工有識者)

3 モラルハザード対策

① 農業信用保険業務及び漁業信用保険業務について、金融機関におけるモラルハザード防止の観点から、農業者の負担や在庫負担の増加を避けることに留意しつつ、部分保証やペナルティ方式(代位弁済時等に一定額を金融機関が負担する方式)などモラルハザードの防止対策を総合的に検討する。

3 モラルハザード対策

(1) 農業信用保険業務及び漁業信用保険業務について、金融機関におけるモラルハザード防止の観点から、農業者の負担や在庫負担の増加を避けることに留意しつつ、部分保証やペナルティ方式(代位弁済時等に一定額を金融機関が負担する方式)などの連携を図りながら総合的に検討する。

(農業信用保険業務)

区分		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	計
保険引受	件数	83,006	79,568	76,133	68,043	68,592	375,342
	金額	467,611	433,133	386,918	331,958	368,662	1,988,282
うち部分保証	件数	1,710	1,322	612	314	354	4,312
	金額	17,138	19,193	7,861	3,447	6,694	54,333

(単位：件、百万円)

○ モラルハザード防止対策として、19年度より畜特資金、農業経営負担軽減支援資金について借入者の負債比率に応じた部分保証(70%、80%、90%)を導入し、また、20年度より家畜飼料特別支援資金についても、部分保証(70%)を導入した。
 また、基金協会においては、事故率の高い資金を中心に、代位弁済時等に金融機関に対して出資等の負担を求める措置を実施している。

○ 21年3月に「農業信用保険業務あり方検討会」を設置し、モラルハザード防止対策の検討を中期目標期間中の各年度において行った。

25年3月に開催した中期目標期間最後の検討会において、現在のモラルハザード防止対策について、現時点ではこれ以上拡大する必要性は低いと考えられるが、第3期中期目標において、「モラルハザード防止対策に関して、導入効果を検証の上、引き続き実施する」とされたことも踏まえ、引き続き検討していくこととした。

(漁業信用保険業務)

区分		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	計
保険引受	件数	5,286	10,202	7,331	4,465	4,985	32,269
	金額	92,396	150,800	97,281	94,331	89,432	524,239
うち部分保証	件数	10	80	27	2	-	119
	金額	110	745	625	58	-	1,537

(単位：件、百万円)

	<p>○ 金融機関におけるモラルハザード防止の観点から、昭和57年度以降、緊急融資資金について、代位弁済事故があった際に、金融機関が代位弁済額の5～15%を基金協会に対し出資する「特別出資制度」を導入してきた。</p> <p>また、20年4月から経営安定資金に部分保証（80%）を導入したところである。</p>		<p>○ 21年3月に「漁業信用保険業務あり方検討会」を設置し、現行のモラルハザード防止対策の効果等の検討を、中期目標期間中の各年度において行った。</p> <p>25年3月に開催した中期目標期間最後の検討会において、現行のモラルハザード防止対策が、収支均衡に一定の効果をもたらしていること等から、現状においては、現行のモラルハザード防止対策を着実に実施することが重要とし、保険収支や漁業金融の情勢等を注視しつつ、引き続き、総合的に分析、検討していくこととした。</p>																																			
	<p>○ 20年4月から経営安定資金に部分保証（80%）を導入した。</p>	<p>(2) 漁業信用保険業務について、平成20年度から経営安定資金に部分保証を導入する。</p>	<p>② 漁業信用保険業務について、平成20年度から経営安定資金に部分保証を導入する。</p>																																			
	<p>(3) 林業信用保証業務について、平成20年度から100%保証の対象を法定計画認定者に係る資金、間伐の実施に係る資金等政策性のより高いものに限定し、部分保証の対象を拡大する。併せて、メニュールの統合を行う。</p>	<p>(3) 林業信用保証業務について、平成20年度から100%保証の対象を法定計画認定者に係る資金、間伐の実施に係る資金等政策性のより高いものに限定し、部分保証の対象を拡大する。併せて、メニュールの統合を行う。</p>	<p>③ 林業信用保証業務について、平成20年度から100%保証の対象を法定計画認定者に係る資金、間伐の実施に係る資金等政策性のより高いものに限定し、部分保証の対象を拡大する。併せて、メニュールの統合を行う。</p>																																			
<p>(単位：件、百万円)</p> <table border="1" data-bbox="638 156 798 548"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保証引受</td> <td>1,647</td> <td>1,894</td> <td>1,731</td> <td>1,562</td> <td>1,359</td> <td>8,193</td> </tr> <tr> <td>金額</td> <td>36,266</td> <td>53,150</td> <td>44,885</td> <td>42,460</td> <td>32,052</td> <td>208,813</td> </tr> <tr> <td>うち部分保証</td> <td>329</td> <td>288</td> <td>319</td> <td>355</td> <td>277</td> <td>1,568</td> </tr> <tr> <td>金額</td> <td>5,021</td> <td>6,189</td> <td>6,876</td> <td>7,012</td> <td>5,159</td> <td>30,257</td> </tr> </tbody> </table>	区分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	計	保証引受	1,647	1,894	1,731	1,562	1,359	8,193	金額	36,266	53,150	44,885	42,460	32,052	208,813	うち部分保証	329	288	319	355	277	1,568	金額	5,021	6,189	6,876	7,012	5,159	30,257	<p>○ 20年6月1日の保証申込受付分から下記のとおり適用した。</p> <p>(1) 100%保証の対象を制度資金、間伐材資金等の政策性のより高いものに限定した。</p> <p>(2) 従来9メニュールの100%保証の対象を4メニュールに統合（組合資金等の資金メニュールを廃止し、林業・木材産業支援資金を創設）した。</p>	<p>4 求償権の管理・回収の強化等 基金協会、債権回収業者（サービサー）等との連携等による求償権の管理・回収を強化し、回収実績を向上させるとともに、保険料・保証料・貸付金</p>	<p>4 求償権の管理・回収の強化等 基金協会、債権回収業者（サービサー）等との連携等による求償権の管理・回収を強化し、回収実績を向上させるとともに、保険料・保証料・貸付金</p>
区分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	計																																
保証引受	1,647	1,894	1,731	1,562	1,359	8,193																																
金額	36,266	53,150	44,885	42,460	32,052	208,813																																
うち部分保証	329	288	319	355	277	1,568																																
金額	5,021	6,189	6,876	7,012	5,159	30,257																																
<p>○ 21年度以降の各年度において、20年6月より適用した部分保証対象の拡大等の措置後の状況についてその執行状況の点検を、「保証料率算定委員会」で行った。25年3月に開催した中期目標期間最後の委員会における点検結果は、以下のとおりである。</p> <p>(1) 20年度の100%保証のメニュール再構築後の状況として、近年の低迷する経済状況等に加え、東日本大震災等により、100%保証の保証引受（シェア）が増加している実態にある。</p> <p>(2) また、部分保証拡大への寄与が期待された原則部分保証のきのこ生産資金については、原発事故による風評被害等により、その利用は低位に止まっている。</p> <p>(3) このようなことから、相対的に信用力が低い林業・木材産業界への支援を勘案すると、単純に100%保証を抑制するのではなく、慎重な対応が必要である。しかしながら、モラルハザード防止対策の重要性に鑑み、部分保証が妥当なもの、可能なものについては、引き続きこれに取り組みしていく。</p>	<p>1. 回収金の実績 中期目標期間中の回収金の実績は、次表のとおりである。 基金協会・サービサー等との連携や基金協会の求償権管理・回収に対する助成金・回収奨励金の交付により、管理・回収の強化に取り組んだものの、中期目標期間合計としては、予算対比で99.8%となった。業務別には、農業102.6%、林業82.8%、漁業99.2%となっている。</p>																																					

るとともに、保険料・保証料・貸付金
利息を確実に徴収する。

利息を確実に徴収する。

		予算額(A)		決算額(B)		(B)/(A)		予算額(A)		決算額(B)		(B)/(A)	
農業信用保険業務		20年度	2,949	3,124	105.9%	20年度	935	1,246	133.2%				
		21年度	2,982	3,222	108.1%	21年度	999	1,173	117.3%				
		22年度	3,029	3,118	102.9%	22年度	1,052	877	83.3%				
		23年度	3,062	3,119	101.9%	23年度	1,094	1,084	99.0%				
		24年度	3,075	2,910	94.6%	24年度	1,050	712	67.8%				
	計	15,097	15,494	102.6%	計	5,131	5,090	99.2%					
林業信用保証業務		20年度	590	353	59.9%	20年度	4,474	4,723	105.6%				
		21年度	508	269	52.9%	21年度	4,489	4,664	103.9%				
		22年度	435	544	125.0%	22年度	4,516	4,539	100.5%				
		23年度	405	413	101.9%	23年度	4,561	4,616	101.2%				
		24年度	377	339	89.8%	24年度	4,503	3,960	88.0%				
	計	2,315	1,917	82.8%	計	22,543	22,501	99.8%					

(1) 実績の検証

(農業信用保険業務)

中期目標期間中の回収実績は目標を上回ったが、これは、基金協会との連携や求償権の管理・回収担当者向け研修会の開催、基金協会の求償権管理・回収に対する助成金の交付など、管理・回収の強化への取組効果があったためと考えられる。

(林業信用保証業務)

中期目標期間中の回収実績は目標を下回ったが、これは、大口の回収等により年度間でバラツキがあるが、市況の低迷のため、山林担保を含めた不動産担保の任意売却・競売が低調であったことや売却代金が低かったこと、また、求償債務者の資力の低下等が要因であると考えられる。

(漁業信用保険業務)

中期目標期間中の回収実績は目標を下回ったが、年別にみると、22年度以降、回収金の実績が予算額に届かなかった。回収金減少の主な理由としては、求償債務者等の高齢化に伴う資力の低下、経済情勢の悪化や漁村の過疎化等により担保処分が難しくなっていること及び東日本大震災等の影響等が要因であると考えられる。

(2) 回収実績向上のための取組

(農業信用保険業務)

基金協会との現地協議を実施し、保険金残高が1千万円以上の大口求償債務者の回収見込額及び回収経過についてヒアリングを行い、回収強化を働きかけた(延べ46協会(20年度10協会、21年度9協会、22年度9協会、23年度10協会、24年度8協会))。

また、毎年度、基金協会の職員を対象とした求償権管理回収等事務研修会を開催して管理・回収担当者の能力向上を図ったほか、回収等の実績に応じ、予算の範囲内(28百万円)で

求償権管理回収助成として毎年度各基金協会に交付した。

(林業信用保証業務)

信用基金が直接に回収を行うものについては、年度当初及び期中において重要事案を中心に具体的取組方針を協議しつつ、現地交渉や催告書による請求、競売申立等の法的措置を講ずることなどにより回収実績の向上に努めた。

また、債権回収業者（サービサー）に委託したものについては、サービサーと連携して、適宜打合せを行うとともに、サービサーによる現地訪問や専門的な回収交渉を活用して回収実績の向上に努めた。

なお、サービサーの選定にあたっては、企画競争方式による優れた業者との契約を結ぶことを前提として、全国的に事業展開していること、同様の債権についての取扱実績、回収手法、回収姿勢等を踏まえ採用した。

また、委託費については回収実績の一定の割合を出来高報酬として支払うもの等としており、中期目標期間中のサービサーによる回収額、支払った委託経費の実績額は次表のとおりであった。

(単位：百万円)

区 分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
回収総額	353	269	544	413	339
うちサービサー回収額	51	42	20	35	44
サービサー委託経費	18	16	7	12	13
サービサーによる回収割合	14.4%	15.5%	3.7%	8.4%	13.1%
経费率	36.2%	39.0%	34.5%	35.2%	29.8%

(漁業信用保証業務)

求償権を有する基金協会より「求償権分類管理表」及び「求償権回収進捗状況表」の提出を受け、回収見込額及び回収経過等についての情報の共有に努めるとともに、求償権回収方針や求償債務者の現況等について基金協会との個別協議の実施を通じ、基金協会との連携強化に努めた（延べ151協会（20年度27協会、21年度26協会、22年度35協会、23年度24協会、24年度39協会））。

また、24年度においては、従来の取組に加え、新たに求償権残高の多い基金協会を対象に個別協議を実施する等、早期回収に努めた（24年度9協会）。

なお、毎年度、基金協会の回収実績に応じ回収奨励金を交付した（20年度31百万円、21年度25百万円、22年度23百万円、23年度18百万円、24年度22百万円）。

2. 保険料・保証料・貸付金利息の確実な回収

(農業信用保証業務・漁業信用保証業務)

○ 基金協会から納付される保険料及び貸付金利息については、定められた納入期日に確実に徴収した。

(林業信用保証業務)

○ 各融資機関から納付される保証料については、定められた納入期日に確実に徴収した。

(単位：百万円)

区	分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	合 計
		農業信用保険業務	3,633	3,711	3,757	3,660	3,557
	貸付金利息	98	102	72	30	13	316
漁業信用保険業務	保険料	559	688	964	1,010	1,072	4,293
	貸付金利息	47	48	30	13	6	144
林業信用保証業務	保証料	397	864	602	486	411	2,759

5 代位弁済率・事故率の低減
2及び3の取組により、中期目標期間中に保証契約・保険契約を締結した案件については、林業信用保証業務においてはその代位弁済率を2.94%以下とし、また、基金協会の代位弁済が保険事故となる農業信用保証業務にあつてはその事故率を0.12%以下、漁業信用保証業務にあつてはその事故率を1.15%以下とする。この場合、代位弁済率・事故率は、経済情勢、国際環境の変化、災害の発生、法令の変更等の要因により影響を受けることについて配慮する。

5 代位弁済率・事故率の低減
2及び3の取組により、中期目標期間中に保証契約・保険契約を締結した案件については、林業信用保証業務においてはその代位弁済率を2.94%以下とし、また、基金協会の代位弁済が保険事故となる農業信用保証業務にあつてはその事故率を0.12%以下、漁業信用保証業務にあつてはその事故率を1.15%以下とする。この場合、代位弁済率・事故率は、経済情勢、国際環境の変化、災害の発生、法令の変更等の要因により影響を受けることについて配慮する。

○ 第2期中期目標期間中に保証契約・保険契約を締結した案件に係る代位弁済率・事故率は、次表のとおりとなった。

(単位：千円)

区	分	今期引受額	実績	
			今期代位弁済額 ・保険金支払額 (今期引き受けた案件のみ)	代位弁済率・事故率
事故率	農業	1,988,281,688	2,564,689	0.18%
	林業	208,812,673	6,506,729	3.12%
事故率	漁業	524,239,365	10,855,896	2.07%

(単位：千円)

区	分	今期引受額	実績	
			今期代位弁済額 ・保険金支払額 (今期引き受けた案件のみ)	代位弁済率・事故率
事故率	農業	1,988,281,688	2,564,689	0.18%
	林業	208,812,673	5,879,796	2.82%
事故率	漁業	524,239,365	3,113,969	0.59%

(農業信用保険業務)

○ 24年度末における事故率は0.18%であった(中期目標期間中に0.12%以下)。

中期目標期間中に保証契約した案件について、20年度から23年度末までの保険金支払額が956,756千円であったのに対し、24年度においては、1,607,933千円の保険金支払が発生しており、合計2,564,689千円の保険金支払となった。

この保険金支払額1,607,933千円のうち、約7割(1,089,146千円)が、20~22年度にかけて国の緊急経済対策の一環で財政措置された畜産農家対策(飼料価格高騰等)の資金(家畜飼料特別支援資金(417,072千円)と畜産経営維持緊急支援資金(672,073千円))であり、これが事故率の増加につながったものである。

(林業信用保証業務)

○ 24年度末における代位弁済率は3.12%であった(中期目標期間中に2.94%以下)。

なお、24年度においては大口の代位弁済が発生したことにより、代位弁済額全体で2,344百万円と前年度(1,822百万円)を上回ったが、中期目標期間中の東日本大震災による影響を除くと2.82%となる。

(漁業信用保険業務)
 ○ 24年度末における事故率は2.07%であった(中期目標期間中に1.15%以下)。これは、東日本大震災の津波被害等による代位弁済額7,741,927千円の事故率1.48%が大きく影響しているものであり、東日本大震災による影響を除くと0.59%となる。

○ 基金協会に対する貸付けについては、借入申込書、代位弁済実施計画書等の審査を、共済団体等に対する貸付けについては、借入申込書、償還計画書等の審査を、それぞれ迅速・的確に処理するとともに、貸付金の回収については、基金協会及び共済団体等に対して予め償還期限、回収額及び利息を通知することにより、期日どおり全額回収した。

第2期中期目標期間における貸付状況 (単位：件、百万円)

区分	期首貸付残高		期中貸付額		期中償還予定額		期中償還額		期末貸付残高		
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
農業信用 保険業務	長期資金	465	49,137	972	117,053	1,144	117,053	1,144	117,053	293	49,137
	短期資金	49	481	394	4,974	413	5,135	413	5,135	30	320
	全国低利預託基金	72	1,375	291	7,538	363	8,913	363	8,913	-	-
漁業信用 保険業務	長期資金	504	27,316	1,621	91,129	1,580	91,196	1,580	91,196	545	27,250
	短期資金	5	459	44	6,382	46	6,475	46	6,475	3	366
	特別資金	-	-	2	150	-	-	-	-	2	150
農業災害補償関係業務	全国低利預託基金	6	449	24	1,496	30	1,945	30	1,945	-	-
	補償関係業務	8	1,599	45	20,977	50	21,452	50	21,452	3	1,124
漁業災害補償関係業務	7	5,935	76	37,598	69	39,735	69	39,735	14	3,798	

○ 信用基金の保有する職員宿舎については、20年3月に、資産の有効活用を図る観点から、信用基金の職員のほか、他の独立行政法人や国の職員に対しても貸与できるよう宿舎等貸与規程を改正し、21年5月から共同利用を開始した。

○ なお、第3期中期計画において、「信用基金の保有する職員宿舎について、独立行政法人の職員宿舎の見直しに関する実施計画(平成24年12月14日行政改革担当大臣決定)等を踏まえ、入居者の円滑な退去等に配慮しつつ職員宿舎の廃止に関する計画を策定の上、中期目標期間中に、廃止する。」とした。

(参考) 各年度の宿舎利用推移 (単位：戸)

区分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
利用戸数	20	21	23	21	22
利用率	67%	70%	77%	70%	73%
うち、共同利用	-	1	1	1	1

(注) 各年度とも4月1日現在の実績である。

○ 中期目標期間中の事業費(保険金、代位弁済費、回収奨励金、回収奨励金、求償権管理回収助成及び求償権回収事業委託費)、一般管理費(人件費、公租公課及び特殊要因により増減する経費を除く。)、当期損益及び利益剰余金は、次表のとおりとなっている。

6 基金協会及び共済団体等に対する貸付け
 基金協会及び共済団体等に対する貸付けについては、引き続き適正な審査を行うとともに、その回収については、確実に徴収するものとする。

7 資産の有効活用
 信用基金の保有する職員宿舎について、効率的な活用を促進し、自己収入の増加や経費の節減を図る観点から、他の独立行政法人や国との共同利用を推進する。

第4 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画【別紙】

(単位：百万円)

区分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	合計
事業費 (削減率)	16,878 (23.0%)	10,431 (△24.0%)	9,798 (△28.6%)	14,155 (3.1%)	8,885 (△35.3%)	
震災除く事業費 (削減率)				7,439 (△45.8%)	7,811 (△43.1%)	
一般管理費 (削減率)	423 (△39.8%)	469 (△33.3%)	418 (△40.4%)	521 (△25.8%)	412 (△41.4%)	
震災除く一般管理費 (削減率)				401 (△42.9%)	400 (△43.1%)	
当期損益	1,250	2,444	1,353	2,418	6,371	13,836
農業信用保険勘定	938	2,034	1,454	2,145	2,697	9,268
林業信用保険勘定	-	-	△ 850	△ 1,453	1,937	△ 366
漁業信用保険勘定	270	866	631	1,757	1,711	5,236
農業災害補償関係勘定	19	△ 477	116	△ 31	25	△ 348
漁業災害補償関係勘定	23	20	3	-	-	46
利益剰余金	6,879	8,747	9,359	9,782	16,139	
農業信用保険勘定	3,671	5,706	7,160	9,305	12,002	
林業信用保険勘定	1,317	741	△ 850	△ 2,303	△ 366	
漁業信用保険勘定	△ 731	135	765	2,523	4,234	
農業災害補償関係勘定	2,453	1,976	2,092	85	110	
漁業災害補償関係勘定	169	189	192	173	159	

注1：削減率は、19年度予算額に対しての削減率。
注2：一般管理費には、人件費、公租公課を含まない。

○ 林業寄託業務における長期借入金金の借入金利については、一般競争入札を行ってきたが、23年度からは借入金額も入札の対象とした「コンベンショナル方式」を導入し、極力有利な条件での借入れを図った。

(単位：百万円)

区分	借入日	借入金額	借入利率	(参考)	
				国債利率	長プラ利率
20年度	上期	613	1.343%	1.190%	2.45%
	下期	2,878	1.050%	0.830%	2.35%
21年度	上期	972	0.990%	0.667%	2.10%
	下期	1,954	0.940%	0.435%	1.70%
22年度	上期	206	0.629%	0.274%	1.60%
	下期	393	0.431%	0.190%	1.45%
23年度	上期	1,579	0.340%	0.332%	1.55%
	下期	2,468	0.263%	0.266%	1.40%
24年度	上期	-	-	-	-
	下期	1,483	0.137%	0.135%	1.25%

注1：国債利率は5年物、残存4年程度。
注2：23、24年度の借入利率は平均借入利率。

第5 其他業務運営に関する重要事項
長期借入金金の条件
独立行政法人農林漁業信用基金法
(平成14年法律第128号)第17条第
1項(漁業災害補償法(昭和39年法
律第158号)第196条の11第1項又は
林業経営基盤の強化等の促進のため
の資金の融通等に関する暫定措置法
(昭和54年法律第51号)第7条の親
定により読み替えて適用する場合を
含む。)の規定に基づき、信用基金
が長期借入金をするに当たっては、
市中の金利情勢等を考慮し、極力有
利な条件での借入れを図る。

第5 短期借入金の限度額
 中期目標期間中の短期借入金は、農業災害補償関係勘定において1,230億円、漁業災害補償関係勘定において110億円を限度とする。
 (想定される理由)
 農業災害補償関係勘定及び漁業災害補償関係勘定における一時的に不足する貸付原資を調達するため。

○ 農業災害補償関係勘定及び漁業災害補償関係勘定においては、農業共済団体、漁業共済団体に對する貸付金の原資とするため、一時的に不足する資金について短期借入れを行ったが、この短期借入れは、次表のとおり中期計画に定める限度額の範囲内であった。

(単位：百万円)

区 分	借入金額	
	農業災害補償関係勘定	漁業災害補償関係勘定
20年度	—	415
21年度	—	—
22年度	3,500	—
23年度	2,070	7,240
24年度	240	—
今中期目標期間中限度額	123,000	11,000

第6 不要財産又は不要財産となること
 が見込まれる財産の処分に関する計
 画

- (1) 農業の低利預託原資貸付業務に係る政府出資金について、当該業務の廃止に伴い不要財産となるため、以下のとおり国庫に納付する。
- ① 国庫納付の額
 農業の低利預託原資貸付業務に係る政府出資金全額 (12,500百万円) とする。
 - ② 国庫納付の時期
 平成23年度中の可能な限り早い時期とする。
 ただし、国庫納付の時期の決定に当たっては、現に農業経営改善促進資金を借入れている農業者に不利益が生じないよう十分に配慮する。
 - ③ 国庫納付の方法
 金銭による納付とする。

○ 農業の低利預託原資貸付業務に係る政府出資金全額 (125億円) を、23年9月13日に金銭により国庫納付した。
 なお、農業信用基金協会に対する貸付金については、「平成23年度決算検査報告」(平成24年11月2日会計検査院から国会及び内閣宛報告)を踏まえ、同協会がその機能を十分に發揮できることを前提としてもなお不要と見込まれると指摘された額(123億83百万円)について、同協会の業務運営への影響を考慮しつつ、平成25年12月までに国庫に納付することとなった。

- (2) 林業の低利預託原資貸付業務に係る政府出資金について、当該業務の再設計に伴いその一部が不要財産となるため、以下のとおり国庫に納付する。
- ① 国庫納付の額
 林業の低利預託原資貸付業務に係る政府出資金17,056百万円のう

○ 林業の低利預託原資貸付業務に係る政府出資金170億56百万円のうち、新しい運転資金制度において活用する見込みのない72億56百万円を、23年9月13日に金銭により国庫納付した。

<p>ち、新しい運転資金制度において活用する見込みのない7,256百万円とする。</p> <p>② 国庫納付の時期 平成23年度中の可能な限り早い時期とする。</p> <p>ただし、国庫納付の時期の決定に当たっては、現に木材産業等高度化推進資金を借り入れている林業者等に不利益が生じないよう十分に配慮する。</p> <p>③ 国庫納付の方法 金銭による納付とする。</p>	<p>○ 漁業の低利預託原資貸付業務に係る政府出資金全額（60億円）を、23年9月13日に金銭により国庫納付した。</p>
<p>(3) 漁業の低利預託原資貸付業務に係る政府出資金について、当該業務の廃止に伴い不要財産となるため、以下のとおり国庫に納付する。</p> <p>① 国庫納付の額 漁業の低利預託原資貸付業務に係る政府出資金全額（6,000百万円）とする。</p> <p>② 国庫納付の時期 平成23年度中の可能な限り早い時期とする。</p> <p>ただし、国庫納付の時期の決定に当たっては、現に漁業経営改善促進資金を借り入れている漁業者に不利益が生じないよう十分に配慮する。</p> <p>③ 国庫納付の方法 金銭による納付とする。</p>	<p>○ 農業災害補償関係業務に係る政府出資金38億円のうち、活用する見込みのない20億円を、23年9月13日に金銭により国庫納付した。</p>
<p>(4) 農業災害補償関係業務に係る政府出資金について、当該業務の見直しに伴いその一部が不要財産となるため、以下のとおり国庫に納付する。</p> <p>① 国庫納付の額 農業災害補償関係業務に係る政府出資金3,800百万円のうち、活用する見込みのない2,000百万円とする。</p> <p>② 国庫納付の時期 平成23年度中の可能な限り早い時期とする。</p>	

<p>③ 国庫納付の方法 金銭による納付とする。</p>	<p>第7 剰余金の使用 農林漁業金融のセーフティ・ネット機関としての役割の向上のため、 ・金融業務に精通した人材の育成・研修 ・業務運営の効率化・合理化を図る観点からの情報システムの充実 ・コンプライアンス（法令等遵守）への取組の充実等の内部統制機能の強化 ・債権管理強化のため連携する県単位機関等の能力の向上 の使用</p> <p>第8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>1 職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）</p> <p>(1) 方針 農林漁業金融をめぐる情勢の変化に即応して、信用基金の業務の円滑な実施を担うことができる人材を確保するため、職員に対する各種研修を効果的に実施していくとともに、高度な専門知識を有する職員を採用する。 また、業務の質や量に対応した適切な人員配置を実現する。</p> <p>(2) 人員に係る指標 期末の常勤職員数は期初を上回らないものとする。 (参考1) 期初の常勤職員数 123名 期末の常勤職員数の見込み 113名 (参考2) 中期目標期間中の人件費総額見込み 5,664百万円。</p>	<p>○ 各年度とも中期計画に定めた使途に充てることのできる目的積立金の積み立てを行わなかった。</p> <p>○ 方針に沿い、中期計画(2)及び(3)の事業報告における措置を行った。</p>	<p>○ 人員については、下記により20年度期首123名から24年度期末113名に10名削減した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 20年7月に経理関係組織の見直しを行い、経理総括課、経理第一課及び経理第二課の3課を経理総括課及び経理業務課の2課に改組した。 ・ 23年10月に農業災害補償関係業務及び漁業災害補償関係業務に係る両部署を統合して、2室1部3課体制から1部2課制にした。 ・ 研修等による能力向上、日常業務における適性の見極めを行い、適材適所の配置を行う人事管理に努めた。 <p>○ 中期目標期間中の人件費総額は5,035百万円であり、中期目標期間中の人件費総額見込みの5,664百万円を下回った。</p>
----------------------------------	---	--	--

ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当及び超過勤務手当に相当する範囲の費用である。

(3) 人材の確保及び養成に関する計画

① 人材の確保
金融、保険業務等の分野において高度な専門性を有する民間企業等の人材を採用する。また、適切な人事管理の構築等を通じた魅力ある就業環境の形成により、人材の確保を行う。

② 人材の養成
個々の職員の専門性の育成に配慮した人事管理を行うとともに、職員に対する研修制度の充実等により、民間企業等から採用(交流)した人材の専門的な知見を速やかに共有させ、専門性の高い人材の早期育成を図る。

○ 金融機関において資産査定等に精通し、また融資業務等の経験も有する者を外部から登用した。(中期目標期間 3名採用)

○ 19年度より国家公務員に準じた再雇用制度を実施して、豊富なキャリアを持つ人材の活用を図っている。(中期目標期間 6名採用)

○ これらの人材については、その専門知識を生かした配置等を行っている。また、研修の実施等による職員の能力向上、日常業務における適性の見極めを行い、適材適所の配置を行う人事管理に努めた。

○ 研修の実効性の確保や今後の研修の充実に反映させる観点から、研修受講者から受講報告を提出させ、研修内容が職員の能力向上や業務運営の効率化等に資する内容かどうか検証を行い、毎年度の研修実施計画作成に役立てた。また、研修の実施に当たっては、内部講師等を活用し、費用節減に努めた。

(参考) 研修内容

区分	内容	対象
1 養成研修	階層別に必要な基礎知識の習得	採用者、一般職員、課長級別の実施
	① 採用者研修 ・業務、コンプライアンス等	
	② 一般職員研修 ・財務会計 ・経営分析手法 ・保険数理の基礎 ・業務システムの構築 等	
③ 課長研修 ・管理職として必要な部下育成、業務改善、メンタル対応等		
2 能力開発研修	業務に必要な専門的知識の習得 ・独法実務担当者財務会計 ・損害保険会計基礎 ・給与等実務 ・内部監査 等	研修の受講希望者を募集し、外部機関の研修を受講
3 法令遵守意識啓発研修	コンプライアンス 情報セキュリティ	全役職員(必須)

2 積立金の処分に関する事項

(1) 各勘定(農業災害補償関係係勘定を除く。)の前中期目標期間繰越積立金は、それぞれ農業信用保険業務、林業信用保証業務、漁業信用保険業

○ 農業信用保険勘定の前中期目標期間繰越積立金については、保険金の支払いに充たすに充当する計画であったが、畜産関係の緊急対策や金融円滑化法の実施等により、支払期限の延長や借り換え等が実施され、今期内においては保険事故が回避されたことから、次期計画期間に繰り越すこととなった(24年度末残高 27億34百万円)。

	<p>務及び漁業災害補償関係業務に充て ることとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 林業信用保証勘定の前中期目標期間繰越積立金については、20年度に17億50百万円、21年度に5億76百万円、22年度に15億91百万円の当期純損失の補てんに充当したことから、22年度末において残高がゼロとなった。 ○ 漁業信用保険勘定については、前中期目標期間において繰越欠損金を計上したことから、前中期目標期間繰越積立金を保有していない。 ○ 漁業災害補償関係勘定の前中期目標期間繰越積立金については、23年度に19百万円、24年度に14百万円の当期純損失の補てんに充当した（24年度末残高 1億13百万円）。 ○ 農業災害補償関係業務の前中期目標期間繰越積立金19億76百万円については、23年7月8日に国庫納付した。
	<p>(2) 農業災害補償関係勘定の前中期目標期間繰越積立金については、独法見直し基本方針に基づき1,976百万円を平成23年度中の可能な限り早い時期に国庫納付することと、当該国庫納付する額を除いた額を農業災害補償関係業務に充てることとする。</p>	

1. 予算及び決算

(1) 収入

(単位：百万円)

科目	総計		農業信用保険勘定		林業信用保証勘定		漁業信用保険勘定		農業災害補償関係勘定		漁業災害補償関係勘定	
	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算
受入事業交付金	12,814	43,653	4,131	12,719	2,495	11,241	6,188	19,693	-	-	-	-
政府補給金受入	868	634	-	-	868	634	-	-	-	-	-	-
政府出資金	5,480	18,058	-	-	5,480	18,058	-	-	-	-	-	-
地方公共団体出資金	50	2	-	-	50	2	-	-	-	-	-	-
民間出資金	73	103	-	-	72	103	1	-	-	-	-	-
事業収入	752,582	376,429	220,231	165,230	50,828	40,473	128,798	109,194	267,220	21,515	85,504	40,017
受託事業収入	14	6	-	-	14	6	-	-	-	-	-	-
運用収入	9,027	8,595	3,613	3,201	1,853	1,890	3,055	2,922	501	563	5	19
借入金	350,582	26,011	-	-	18,537	12,546	-	-	253,840	5,810	78,205	7,655
その他の収入	58	300	46	57	12	18	0	224	-	0	0	0
合計	1,131,548	473,790	228,021	181,208	80,210	84,970	138,041	132,033	521,561	27,888	163,715	47,691

(2) 支出

(単位：百万円)

科目	総計		農業信用保険勘定		林業信用保証勘定		漁業信用保険勘定		農業災害補償関係勘定		漁業災害補償関係勘定	
	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算
事業費	1,109,404	415,283	214,492	158,692	74,670	64,130	134,160	120,418	522,736	26,788	163,347	45,255
一般管理費	10,187	8,533	4,219	3,485	2,815	2,561	2,187	1,672	651	557	314	259
直接業務費	1,709	1,161	993	771	406	228	242	128	53	31	15	3
管理業務費	1,510	1,131	524	347	403	410	415	230	111	98	58	46
人件費	6,967	6,242	2,702	2,367	2,006	1,923	1,530	1,314	488	428	241	210
合計	1,119,591	423,816	218,711	162,177	77,485	66,690	136,347	122,090	523,387	27,345	163,661	45,513

2. 収支計画及び実績

(1) 収益

(単位：百万円)

科	目	総計		農業信用保険勘定		林業信用保証勘定		漁業信用保険勘定		農業災害補償関係勘定		漁業災害補償関係勘定	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
経常収益	政府事業交付金収入	11,348	20,092	4,087	3,103	2,711	5,613	4,550	11,376	-	-	-	-
	政府補給金収入	868	634	-	-	868	634	-	-	-	-	-	-
	事業収入	47,436	46,667	35,132	33,964	2,388	2,583	9,282	9,788	114	60	519	273
	受託事業収入	14	6	-	-	14	6	-	-	-	-	-	-
	財務収益	9,103	8,474	3,635	3,144	1,881	1,881	3,082	2,894	499	535	5	19
	引当金等戻入	2,926	10,496	2,926	2,615	-	2,594	-	5,268	-	15	-	5
	雑益	54	111	42	57	12	18	0	36	-	0	0	0
	臨時利益	74	153	-	-	74	89	-	-	-	63	-	-
	償却債権取立益	74	89	-	-	74	89	-	-	-	-	-	-
	償却済債券回収益	-	63	-	-	-	-	-	-	-	63	-	-
前中期目標期間繰越積立金取崩額	113	3,100	-	-	-	-	-	-	-	71	-	42	33
当期総損失	2,646	-	685	-	5,180	2,303	639	-	-	60	508	-	-
合計	74,582	89,734	46,507	42,883	13,128	18,788	17,554	29,362	745	1,182	567	329	

(2) 費用

(単位：百万円)

科	目	総計		農業信用保険勘定		林業信用保証勘定		漁業信用保険勘定		農業災害補償関係勘定		漁業災害補償関係勘定	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
経常費用	事業費	54,028	52,196	41,801	29,411	283	1,524	11,944	21,261	0	-	0	-
	一般管理費	10,158	8,476	4,045	3,365	2,940	2,565	2,144	1,758	655	509	374	279
	直接業務費	1,450	912	802	553	391	213	188	111	53	31	15	2
	管理業務費	1,408	1,089	445	332	396	394	404	225	106	94	56	44
	人件費	7,300	6,475	2,797	2,480	2,153	1,957	1,552	1,422	496	383	302	232
	減価償却費	302	249	201	177	41	29	46	29	12	11	3	3
	財務費用	1,098	1,483	2	395	868	921	0	165	71	1	157	1
	引当金等繰入	8,996	12,989	-	265	8,996	11,812	-	912	-	-	-	-
	雑損	-	0	-	0	-	0	-	-	-	-	-	-
	臨時損失	-	504	-	2	-	2	-	0	-	501	-	0
固定資産除却損	-	4	-	2	-	2	-	0	-	1	-	0	
有価証券評価損	-	500	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
当期総利益	-	13,836	458	9,268	-	1,937	3,419	5,236	7	160	34	46	
合計	74,582	89,734	46,507	42,883	13,128	18,788	17,554	29,362	745	1,182	567	329	

3. 資金計画及び実績

(1) 収入

(単位：百万円)

科 目	総 計		農業信用保険勘定		林業信用保証勘定		漁業信用保険勘定		農業災害補償関係勘定		漁業災害補償関係勘定	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
業務活動による収入	775,093	430,355	227,856	181,247	56,031	55,140	137,998	131,859	267,698	22,072	85,510	40,036
投資活動による収入	359	84	202	5	27	△ 12	74	-	57	90	-	-
財務活動による収入	356,189	44,380	4	19	24,139	30,709	1	188	253,840	5,810	78,205	7,655
前年度からの繰越金	113,165	128,787	35,364	47,706	32,703	32,746	39,062	41,719	5,996	6,542	40	74
合 計	1,244,806	603,606	263,426	228,978	112,900	118,582	177,134	173,766	527,592	34,515	163,755	47,765

(2) 支出

(単位：百万円)

科 目	総 計		農業信用保険勘定		林業信用保証勘定		漁業信用保険勘定		農業災害補償関係勘定		漁業災害補償関係勘定	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
業務活動による支出	772,314	397,510	218,615	162,591	60,417	50,807	136,324	122,246	271,506	24,009	85,452	37,857
投資活動による支出	88	54	78	24	-	11	7	12	3	5	1	1
財務活動による支出	376,847	58,364	12,500	12,500	24,293	24,293	6,008	6,105	255,840	7,810	78,205	7,655
翌年度への繰越金	95,557	147,678	32,233	53,863	28,189	43,471	34,794	45,403	244	2,691	97	2,251
合 計	1,244,806	603,606	263,426	228,978	112,900	118,582	177,134	173,766	527,592	34,515	163,755	47,765

業務収支計画及び実績

(単位：百万円)

科 目	総 計		農業信用保険勘定		林業信用保証勘定		漁業信用保険勘定		農業災害補償関係勘定		漁業災害補償関係勘定	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
政府事業交付金収入	11,275	19,959	4,087	3,009	2,638	5,574	4,550	11,376	-	-	-	-
政府補給金収入	868	634	-	-	868	634	-	-	-	-	-	-
事業収入	46,845	46,337	34,717	33,681	2,462	2,673	9,032	9,651	114	60	519	273
受託事業収入	14	6	-	-	14	6	-	-	-	-	-	-
引当金等戻入	2,926	10,476	2,926	2,615	-	2,594	-	5,267	-	-	-	-
合 計	61,928	77,412	41,730	39,305	5,982	11,480	13,582	26,295	114	60	519	273
事業費用	53,888	50,315	41,661	28,988	283	67	11,944	21,261	-	-	-	-
財務費用	1,080	637	-	-	868	634	-	-	55	1	157	1
引当金等繰入	8,996	13,431	-	549	8,996	11,970	-	912	-	-	-	-
合 計	63,964	64,383	41,661	29,537	10,146	12,671	11,944	22,173	55	1	157	1
収 支 差	△ 2,036	13,029	69	9,768	△ 4,164	△ 1,191	1,638	4,122	59	59	362	271